

日野町議会第4回定例会会議録

令和7年12月定例会議

令和7年12月11日（第2日）

開議 9時27分

散会 17時00分

1. 出席議員（13名）

2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人
8番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

1番 錦戸由佳（欠席）

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	山田甚吉
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	杉村光司	企画振興課長	大西敏幸
交通環境政策課長	小島勝	住民課長	増田武司
福祉保健課長	福田文彦	子ども支援課長	森弘一郎
農林課長	吉村俊哲	建設計画課長	杉本伸一
上下水道課長	嶋村和典	会計管理者	三浦美奈
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	生涯学習課長	加納治夫
生涯学習課歴史文化財担当課長	岡井健司	図書館長	平松久明
総務課主席参事	岡本昭彦		

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 園 城 久 志 議 会 事 務 局 書 記 藤 澤 絵 里 菜
総 務 課 主 査 星 田 拓 臣

5. 議事日程

- 日程第 1 議第75号から議第92号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか17件）および報第9号（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて））について
〔質 疑〕
- 〃 2 議第75号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
〔採 決〕
- 〃 3 議第76号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか16件）について
〔委員会付託〕
- 〃 4 決議第1号 国会議員の定数削減に反対する要望書決議について
- 〃 5 一般質問
- 3番 谷口 智哉君
- 13番 西澤 正治君
- 9番 高橋源三郎君
- 6番 川東 昭男君

会議の概要

－開議 9時27分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。

なお、1番、錦戸由佳さんにおかれましては欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第75号から議第92号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか17件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第9号（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） おはようございます。

私からは8議案について、それぞれ質疑をします。

まず1つ目ですが、議第76号、日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定について、議第77号、日野町林業センターの指定管理者の指定について、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定について、議第79号、日野町勤労福祉会館の指定管理者の指定について、議第80号、日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定について、この5議案の指定管理について、質問します。

5議案の指定管理者の選定にあたっては、指定管理者候補選定委員会において、それぞれの選定基準に沿って審査していただいたものです。結果や各委員に異論があるわけではありませんので誤解のないように申し上げて、質問したいと思います。

これらの5施設、全てが非公募であります。それぞれ非公募の理由を掲げて、今回も同じところが継続して選定されました。管理費も全て5年間同額でもあります。

また、選定委員会の委員の選任は、この指定管理者制度になってから、同じ団体から選任されていませんか。指定管理者のスタートの年度と選定委員の選出団体の変更の有無について、それぞれ5つの施設ごとにお聞きしたいと思います。

2つ目です。議第81号、日野町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について、こども誰でも通園制度として、児童福祉法の一部改正により、市町村が条例を制定して令和8年1月1日からの施行となりましたが、

日野町における準備や体制について現状どのようにお考えか、お伺いします。

3点目、議第82号、日野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、子ども・子育て支援法の一部改正により、市町村が条例を制定して令和8年4月1日からの施行となりましたが、「特定乳児」の定義を教えてください。

4つ目です。議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）について、以下4点についてお伺いします。

まず、事項別明細書、歳入、右側のページ、11ページ、第1款・町税、個人町民税3,160万円の増額補正、固定資産税5,600万円の増額補正、町たばこ税500万円の増額補正について、それぞれ増額や減額の補正の要因を教えてください。

2つ目です。右側ページ、13ページ、第19款・繰入金、財政調整基金の2,323万3,000円の増額補正について。

今回の補正で財政調整基金2,323万3,000円を繰り入れ、補正後の予算額は2億7,663万5,000円となります。前年度の補正予算の状況から見れば、職員の給与改定を反映した令和6年度補正予算（第8号）では財政調整基金の繰入金の補正額の予算額は2億3,787万円と今年度とほぼ同程度となっています。

しかし、前年度の場合は、その段階で普通交付税の追加交付が1億3,000万円余りされる見込みであると山本議員の質疑に対して答弁されています。

そこで質問ですが、今年度の財政調整基金の繰入金2億7,663万5,000円を今年度中に全額減額補正できる見込みがあるのか、また、今年度も普通交付税の追加交付があるのかどうか、教えてください。

3点目です。歳出、21ページでございます。第3款・民生費の保育所・認定こども園整備事業1,900万円の増額補正について、これは新こども園の整備のための地質調査業務委託となっていますが、具体的な場所と調査内容を教えてください。

4点目。右側ページ、25ページ、第8款・土木費の道路新設改良費、交通安全対策事業、通学路緊急対策1億1,000万円の増額補正について。町道小御門十禅師線に架かる出雲川の橋梁拡幅工事において、県が一括で工事を実施されることから町が負担すべき歩道部分の負担金とのことですが、どのようなルールに基づいて町の負担が決められているのか教えてください。

また、今回の工事に伴う必佐小学校や周辺住民への影響について変更はありませんか。事業スケジュールや全体工事の完了など変更ありませんか。教えてくださいたいと思います。

以上、よろしくお伺いします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。
農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま川東議員から、議第76号、日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についておよび議第77号、日野町林業センターの指定管理者の指定について、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定につきまして、指定管理者候補者選定委員会のメンバーの状況や委員の入替え等についてあるのかというようなご質問を頂きました。

まず、日野町農業構造改善事業施設、ブルーメの丘と林業センターにつきまして、選定委員のメンバーに関しては過去2回変更してございます。当初は綿向生産森林組合、JAグリーン近江農業協同組合、日野町商工会、役場職員が委員で、産業建設主監、商工観光課長、建設計画課長が入ってございました。役場の職員が委員であるのは適当でないというようなご指摘等もございまして、行政機関でございます滋賀県東近江農業農村振興事務所と滋賀県中部森林整備事務所が加わり、そのときに役場の関係職員は抜けてございます。

次に、日野町森林空間活用施設、グリム冒険の森でございます。こちらにつきましては、選定委員のメンバーに関しては過去4回変更しております。当初は西大路地区区長会、日野観光協会、綿向生産森林組合、役場職員として産業建設主監、農林課長、住民課長が入っておりました。その後、産業建設主監が抜け、商工会が委員に加わりまして、所管課が商工観光課から農林課に変更になったことを受け、農林課長と商工観光課長の入替わりが行われました。

その後、役場職員が委員であるのは適当でないということになりまして、役場職員2名は抜けております。林業関係団体の滋賀中央森林組合と利用者団体として日野町子ども会指導者連絡協議会がそのときに加わりました。

その後、前回の指定管理の更新時には公募により指定管理者の選定を行うということになったことから、候補者の経営面をよりの確に判断するため学識経験者として会計事務所を加え、商工連につきましては諸般の事情により抜けております。さらに、滋賀中央森林組合が滋賀県中部森林整備事務所と入替わりというようなことになっておりまして、変更になっております。

今回につきましては、非公募により選定を行うということから、会計事務所を委員から抜いたところでございます。

それぞれ3施設につきましては、その時々によりまして適当な委員に入替えや追加等を行っておりまして、現在の委員に関しましてもそれぞれ農林業分野および商工業や観光分野に専門的の知見をお持ちの委員でございまして適当であるとは判断しておりますが、必要に応じて適切な、そしてまた適当な委員を選定すべきというふうに考えておりまして、次回の選定委員会の際にもそういった面では検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、議第79号、日野町勤労福祉会館の指定管理者の選定について回答させていただきたいと思います。

勤労福祉会館の指定につきまして、スタートは平成17年度からになってございます。この間5年ごとに指定管理者の候補者を選定してきておるところでございますが、この間、勤労福祉会館につきましても2回、委員の変更をさせていただいているというところがございます。

1回目、スタート時点は3団体、老人クラブ連合会様、身体障害者更生会様、民生委員児童委員協議会様の3団体の代表様のほか、厚生主監、商工観光課長、住民課長の6名で委員を構成させていただいたというところがございます。

次、2回目につきましては厚生主監が外れ、そこに日野町赤十字奉仕団代表者の方を加えているというところがございます。また、ちょっと課が変更になったことから、住民課長を介護支援課長に変更しているというところがございます。

続いての変更は令和2年の4回目となります。先ほど農林課長も申し上げましたが、商工観光課長と介護支援課長の2名が外れさせていただいて、女性団体連合会の代表の方を加えるということで、計5名の委員構成となっているというところがございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま、議第80号、日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定に伴う委員の選定についてご質問を頂きました。

町民会館わたむきホール虹の場合ですと、選定委員の設置要綱の中で、資料にもありますとおり、日野町文化協会の代表者、日野観光協会の代表者、それから施設利用者の代表者として町民の方、施設利用者代表者の方で町民外の住民の方、それと日野町社会教育委員の代表者ということで、現在は5名の方で選定委員をつくらせていただいております。

これまでに、平成17年から選定委員を設置して今回まで6回ほどの選定委員会ということになっております。今まで2回ほどの選定委員の選出について変更がありました。例えば教育次長がその中に入っていたりとか学校教育課の課長が選定委員の中に入っておりましたが、先の説明のとおり、同じく役場の職員がそこに入っていることは適切ではないということで、途中で社会教育委員さんの代表が入るといようなことになっております。

ということで、今回の5名に関しても今までの団体の代表者ということですが、選出される方々は前回の方と違ったり、たまには同じ方もおられるということではございますが、そういった意味で、違う方が選出されることで違った視点で公平な評価をいただいて、審議をいただいているというふうなことでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 私のほうから、川東議員から3点質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、議第81号、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を求める条例の制定についてでございます。今回、国のほうが提唱しております、いわゆる子ども誰でも通園制度ということを導入するということで条例提案をさせていただいたものでございます。

今回、国の提唱する新しい子育て支援に関する制度の1つということで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の様々な働き方やライフスタイルにかかわらず、そういった全ての子どもたちが保育所・幼稚園・こども園などの施設を利用できる仕組みということになっております。

今、質問いただきました日野町での想定はどうかということでございますが、今回、今、対象者については国の基準どおり0歳6か月から満3歳未満児ということが対象というふうにして考えております。

また、当町における運営方法等につきましては、今、現時点におけます運営する施設等につきましては、桜谷こども園の第2園舎を想定して計画しているところでございます。

また、利用時間については国と同じく月10時間という利用枠ということで想定しておりまして、おおむね週2日から3日、午前中の受入れから当初計画をスタートしようかなということで考えておるところでございます。

続きまして2点目の、議第82号、日野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定ということで質問いただきました。この「特定乳児」という定義は何かということでございました。

こちらの定義につきましては、今回、まず、発達の遅れの可能性のあるお子さんなど、あと、それから医療的ケアが必要であるお子さん、また、特定の保護者の養育に何らかの弊害・障害等がある家庭のお子さんということ「特定の乳児」ということで定義されているということで確認しております。

3点目につきましては、議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）からご質問いただきまして、その中の認定こども園整備事業のことについて質問いただきました。

こちらのほうにつきましては、今回の補正予算の内容につきましては、まず、日野町の認定こども園整備事業に係ります地質調査業務、それから開発許可申請などの協議書類の作成の委託業務を予算の内容としております。予算総額は1,900万円という予算額でございます。特に地質調査業務につきましては、地質調査業務と地質解析業務という2種類の業務を発注するというところで

ざいます。

なお、場所につきましては、今回、新こども園を建設予定しております日野町松尾・河原地先で、図書館の北側と東側の農地を計画しております。面積は1万4,000平方メートルの農地ということでございます。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（杉村光司君） 川東議員より議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）のうち町税歳入の増額補正について、要因、内容等につきましてご質問のほうを頂きました。

今回、一般会計の補正予算における町税歳入につきましては、総額で9,260万円の増額補正を計上させていただいております。これにつきましては、主に個人町民税および固定資産税の当初予算からの税収額の増が見込めたことによるものでございます。

具体的には、個人町民税におきましては、今、国のほうで全体的に給与を上げるようにといったことが流れとしてあるんですが、こちらのほうの当初予算のほうももちろんそういったことは見込んでいたんですが、課税を終えまして、当初予算時の見込みを上回る納税義務者数の増加、あるいは大手企業を中心に給与額が増額したといったことに伴いまして、それぞれの納税義務者の方の課税所得というのが増加したことによりまして、当初見込みさせてもらっていたものよりも税収額増となつて、3,160万円の増額を計上いたしました。

次に、固定資産税におきましては、土地につきましては、町内のほうでは宅地を中心に、報道等にもありますように、地価公示、地価調査、そういったものでも分かりますとおり、日野町内のほうの地価の下落といったことが続いているという傾向は止まってはいませんが、工場の新築あるいは太陽光発電パネルの設置などに伴いまして、これまでの地目を宅地や雑種地に変更して課税を行うといったことから、当初見込みよりも税収額増となり、土地につきましては450万円の増額を計上しています。

そして、一方で家屋のほうにつきましては、新築家屋によります税額増ということを見込んでいるわけなんですけれど、建築におけます資材価格の高騰あるいは人手不足、そういったところもございまして、当初見込んでいたよりも町内での家屋の新築数が伸び悩んだということがあります。

また、町内でも例年新しく幾つかの工場等の新築、倉庫の新築、そういったこともあるんですけれど、令和6年中の完成を見込んでいたといったところがあったんですけれど、こちらのほうが最終的には1月1日というところを超えまして、令和7年に入ってからの完成となったことから家屋評価の対象とならなかったことから、これは課税状況に合わせて2,450万円の減額補正とさせてもらっています。

そして、次に償却資産のほうですけれど、償却資産のほうにつきましては、町内の大手企業のほうをはじめまして、工業団地にあります各企業を中心として、設備投資がこちらが思っているより、進んだといったことがありましたので、こちらのほうは当初見込みよりも税収額増となって、7,600万円の増額を計上しています。

次に、たばこ税につきましては、近年、紙巻きたばこの販売数量は減少傾向といった形にあるんですけれど、加熱式たばこの消費量というものは増加してきています。また、たばこ税につきましては、近年の税制改正に伴いまして安定的な税収というものが確保されているところです。

今回、これまでの税収改正によりまして加熱式たばこの本数換算が見直されたといったこともありまして、当初の見込みよりも税収額増となり、500万円の増額を計上したといったことになります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）の第19款繰入金・第1項基金繰入金・第1目財政調整基金繰入金にご質問を頂きました。

まず、普通交付税の追加交付については、11月28日に閣議決定されました国の補正予算において、地方における委託料等に係る物価高騰対応などに必要となる経費等の措置として地方交付税の追加交付が措置されるとの予定がされております。試算では当町に1億9,000万円程度が追加交付されるものと見込んでおります。

次に、財政調整基金繰入金の減額補正の見込みについては、地方交付税の追加交付の後押しもあることから、3月補正予算における事業費の精査、また、歳入の確保、そういった精度を高めることにより、大きな財政需要がない限り全額を繰り戻せるものと見込んでおり、財政運営に図っていきいたいなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より、議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）の交通安全対策事業、通学路緊急対策についてご質問を頂きました。

県事業負担金のルールというところでございます。今回、橋梁の架け替え工事に係ります概算工事費が2億4,000万円と聞いております。県と町の費用負担が、県が54パーセント、町が46パーセントという形になっております。この比率の根拠というところでございます。

新設する橋梁の道路の幅員が7.5メートルというような計画になっておりまして、現道の今の幅が4.05メートルということで、次に新設する歩道の幅が3.45メートルということで、この幅員の比率によって先ほどの54パーセント、46パーセントの比

率が決まっているというような形になっております。

次に、橋梁の架け替えのスケジュールというところでございます。当初の予定に変更はないかということでございますが、変更なく進んでおりまして、今後のスケジュールとしましては、この12月末から施工の仮設ヤードの設置に現場のほうで入っていきまして、年が明けますと迂回路の整備や橋梁の撤去工事、そして下部工の整備というような形で工事が進んでいくような形になるかと思っております。

来年の秋以降から護岸の整備、上部工の整備ということになりまして、令和9年3月末の完了というようなことで今、工事が進んでおるところでございます。今、生徒さんには迂回いただいているようなところではございますが、令和9年3月末に工事が終わりますので、令和9年4月以降からは新しい歩道を通して通学はしてもらえると考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） まず、5つの指定管理者の指定の件ですけれども、基本的に、選定委員さんが替わられた基本は、町の職員が当初入っていた、そこを補充されて一般の皆さんの声を聞けるような体制に戻していったということの理解をさせていただきました。

しかし、一方、町の職員は外れたけれども、その後、町の職員を外したメンバー、団体が引き続き、最近も含めてされているのではないかと、引き続き同じ委員の団体が選ばれているのではないかなというふうに感じております。いずれも同じ指定管理者が、あるいは事情で引き継がれた法人や団体が引き継いで、同じ方がずっと数十年続いておられる現象があります。

選定委員さんも、町の職員は抜けたけれども同じ団体の中の意見を聞くというような、そういった傾向があるのではないかとというふうに、ちょっと感じですので、今聞いて若干違いがあったように思いましたので。

例えば例を挙げますと、5つあるので、例を挙げて勤労福祉会館に当てて申し上げますと、以前のホールのところには現在はひだまり事業所が事務所として入っておられます。それから2階には以前、地区労の事務所があったんですけれども、それが今は少年センターの事務所と相談室という形に部屋の利用が変わっています。

地区労ということから勤労福祉会館の勤労の部分があったのではないかとというふうに私勝手に思っているんですけれども、じゃ、福祉会館でもいいんじゃないかなというようなイメージを今持っています。

明らかに、例えば、勤労福祉会館の中の状況は変わっているけれども、実際、選出団体は当初から老人クラブ連合会、そして身障更生会、それから民生委員児童委員でしたか、あとを、職員が入っていた部分を日赤奉仕団と地域女性団体連合会というふうに5つに変わっているんですけれども、何が言いたいかと言いますと、社協

の指導とか相談をいつも受けている団体とかその意見なんです。

もっと広く、状況も変わっているんだから、委員さんも町民の代表のいろんな違う目で見てもらおうとか、そういったふうに変えていかへんと、ずっと同じ金額なんです、委託料が。

委託料が同じ金額がずっと5年間続きますので、その辺もありますし、同じ団体が、ある意味、例えばグリム冒険の森ですと施設の管理の建物が老朽化したりして、そして、いろいろ経費がかかることによって指定管理料が少ないとかそういった要望もどんどん出てくるし、やはり町のほうも同じ委員で同じように、5年に1回の何か前例踏襲のようなやり方にある意味見える人もいないかも分かりませんので、今回どうのこうのじゃなくて、そういったことも含めて意見を聞く、利用者の意見を聞くということと、その団体がきちっと5年間管理できるのか、審査も含めて、そういった面も含めてもう少し考えていただくような、そういうような在り方になればどうかというふうに思っています。

これは私の思いですので、今後、5つそれぞれ状況が違うので、滋賀農業公園なんかはもう委託料ゼロですし、そういうこともありますので、一言ずつ、私が今言った件に関して何かあれば、それぞれお願いしたいなというふうに思います。

続いて、乳幼児の今の議第81号の件なんですけれども、こども誰でも通園制度ということで、児童福祉法と子ども・子育て支援法のそれぞれの法律の絡みで議第81号と議第82号があるというふうに思います。

具体的に、桜谷こども園の第2園舎で、4月から取り組むということです。基準も国と同じ基準ということなんですけれども、金額も、利用料も1時間当たり300円というようなこともお聞きしていますが、受け手の体制、準備も含めて、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

私、「特定乳児」というのを定義を聞いたのはなぜかといいますと、じゃ、「特定乳幼児」という定義があります。特定乳幼児という定義は、「特定乳幼児は日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童を指します。具体的には、人工呼吸器や胃瘻を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な乳幼児が含まれます」と、こういう定義がある中で、今回のこの乳児等について、その辺の、今私が言いました立場の乳幼児も預かれるのか、体制が整うのかというちょっと心配がありまして、その辺、ちょっと僕の勘違いがあれば訂正していただければいいし、その辺の説明を再質問としてお願いしたいと思います。

それから、町税の関係なんですけれども、思ったより多く増額補正がされていますので、この時期、相当、今説明いただいたような、納税義務者の増であるとか、それから大企業の給与アップが異常に高くなっているとか、それから固定資産税につ

いては償却資産の増が大幅にあることと、ただ、土地・家屋については2,000万円の減となっています。

言えば、税収はかなり上向きに上がっていますので、このことが今後も町の財政にどのように反映していくのかも含めて考えていただければなと思います。これ答弁は結構です。

それから、財政調整基金の件ですけれども、今、総務主監から提案いただきました、1億9,000万円の追加交付がある、それから全額を3月補正で繰入れできる、繰戻しできるというような答弁がありまして、できる限り、ありがたいことで、全額、今言われたようなことを戻すようなことに期待しておりますけれども、私は、これちょっと再質問させていただきたいんですけれども、物価高騰や人件費の増嵩で今後も引き続き財政の状況は厳しいというふうに考えておりますけれども、今後の財政運営をどのように、物価高騰や人件費の増える中でどうやっていくのかということについてお聞きしたい。

私は中期的なとか長期的な計画の中で進めていってほしいというふうに思うんですけれども、適正な財政運営を行うために、今、町はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、認定こども園の地質調査業務、なぜ質問したかといいますと、えらい高いなというふうに感じました。あの場で何か所、地質調査するんやと。出雲川の関係もありますけれども、事業費が高いなという疑問で質問させていただいて、今、答弁いただいたんですけれども、また委員会のほうで詳しく質問させていただきたいなと思います。答弁は結構です。

それと、必佐小学校前の町道小御門十禅師線に架かる出雲川の橋梁の拡幅の関係ですけれども、分かりました。総工事費から、基本は増えた橋梁の通学路に関する部分の割り振りをするというので、これは理解しました。

それと、周辺の子どもたちや住民の方に説明したとおり、その工事範囲できちっとやっていくという、そういうことをお聞きしましたので、これも答弁は結構です。

今言いました何点かの再質問について、答弁をお願いします。

議長（杉浦和人君） 川東さん、確認しますけれども、議第78号、議第79号だけでよろしいんですか、それとも議第76号から議第80号まで全部ですか。

6番（川東昭男君） はい。全部、5施設のそれぞれ私の意見について答弁を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 川東議員から選定委員の構成につきまして、同じ団体や同じメンバー等で引き続きやることについての考えについてご質問いただきました。

それぞれ、選定委員としましては、専門的な知見をお持ちの方々あるいは団体の

方々をそれぞれの各分野から広く選定委員としてお入りいただいております、そこはやはり専門的な視点を持っていただいて審査に当たっていただくということが重要視されているのかなというふうに思っております。

5年更新でございますので、同じ組織からの選出ということでありましても、見えておりますと、委員としては変更になっておる部分もあるのかなというふうにも思うわけございまして、そういう意味でいうと、違う視点での選定もいただいている部分もあるのかなと思います。

一方、議員がおっしゃるように、同じ団体そのままということについては固定化しますので、さらにそこに利用者団体や関係者団体の目線を加えますことで、指定管理制度が目的といたします指定管理主体の選定手続の透明さがより実現するのではないかなというふうに考えておりますので、次回以降の参考にさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きます、議第79号の日野町勤労福祉会館についてでございます。

勤労福祉会館につきましても、当初、3団体様はずっと継続で、あと2団体様が変わるという形で来ております。この間、団体様をお願いしている中では人は替わってきているというものの、先ほど農林課長も申し上げましたように、同じ団体でということでご選出いただいているということでございますので、この辺、利用者団体で構成はしているというものの、先ほど農林課長も申し上げましたように、選定の透明性ですとかそういう部分も含めまして、次回への選定に向けてはそれぞれ関係課も含めていろいろ考えさせていただきたいなというふうに思うところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま、川東議員より再質問いただきました。

わたむきホール虹の選定委員の場合、5人の方、文化協会の代表、観光協会、それから町内の利用者、町外の利用者、それから社会教育委員さんということで選ばせていただいております。

この5人を選ばせてもらうにあたりまして、実をいうと、2名の方が前回の方と同じ方というふうにさせてもらいました。というのも、やっぱり前回の選定委員のときからの状況と今回の選定委員で比べていただいて、前回とどう違ったか、どういうふうに発展してきたかとか、どういうふうに進行してきたかというのを見ていただくには同じ方も必要ではないかなということで、同じ方に入っていただくようにということでちょっとお願いした部分もございまして。

それと、観光協会、それから町外の利用者、町内の利用者については前回とは違

った方を選定いただいておりますので、前回とは違う視点でいろんなご意見を頂いたというところでございます。

今後もそのような公平な審議ができるような形で選定委員を選ばせていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 続きまして、議第82号、日野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準のことで再質問を頂きました。

特に特定乳幼児の受入れ体制についてということございまして、こども誰でも通園制度につきましては全てのお子さんが利用可能、0歳6か月から満3歳児につきましては全てのお子さんが利用可能という制度になっております。そして、こういった必要な療育や支援が受けられることも、その施設の中で利用できるように定められているところでございます。

ただ、当町の現在の状況といたしましては、特に医療的ケアが必要なお子さんについての支援対応が、町の現状としてはまだまだ整備が整っていない状況がございます。ただ、そういった中でも今後、体制の整備や様々な支援機関との連携を検討しながら受入れ体制の整備をすることということで国のほうも定められていますので、そういった形で町のほうも体制整備を、今後、園の現場のほうで整えていって、そういった受入れ体制を整えていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議第88号の財政調整基金繰入金に再質問を頂きました。

まず、財政運営でございますけども、厳しい財政事情ということがございます。このことを十分認識いたしまして、まず、予算編成前には予算編成方針を各課に示ささせていただきますまして、精度の高い予算を組むことがまず重要でありますし、また、執行管理に関しましても歳入の確保、事業執行にあつては国等の特定財源を活用していく、また、有利な起債の活用も図っていく、そういったことに加えまして、事業の都度、精査をしっかりと見据えながら財政運営をしてまいりたいと思っておりますし、これまでもこのような財政をしてきておりましたが、今後も引き続きしていきたいと、このように思っております。

続きまして、中長期的な計画につきましては、中長期的な計画を持って財政運営をすべきとのご意見でございます。

この件についてはもっともだと私も思っております。近い将来に財政措置を必要とする行政課題等がございます。このことにつきましては、それに伴う財政需要をしっかりと把握し、現在の財政状況と将来的な財政負担の見通しを庁内でも共有を図りながら、適正な財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それぞれ指定管理制度について私の意見を聞いていただいて、やはりその辺は、全ての委員を変更することはできないと思いますし、現状で1団体での変更ということも大きな影響があるのではないかと。利用者団体やその地域だけではなくて広く意見を聞くという、そういうことも含めて、あと5年ありますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

次に、特定乳児の定義を踏まえて、特定乳幼児が現状では預ける状況にない、医療ケアの必要な子どもは預けられへんという状況、確かに施設の問題もありますし、そう簡単にはいかないと思います。

その辺は課長答弁のとおり、検討するということですし、1時間や2時間預かるというのは非常に難しいというふうに思いますので、無理なことも含めて、やはり国の言うことばかりじゃなくて、おかしいことはおかしいというふうに、できひんことはできひんということも言うていかなあかんちゃうかなというふうに感じましたので、よろしくをお願いします。

あと、財政調整基金の分野ですけれども、中長期的な、もちろん口で言うのは易しいんですけども、非常に厳しい、本当に人件費や固定的経費を、守りしていくだけでも大変なのに、これから認定こども園なりいろんな小学校の再建も含めて、いろいろ将来的な財政運営を見込んでいかなあかん中ですので、ひとつ細かく議論しながら進めていってほしいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、私からは議第76号から議第80号までの指定管理者候補者の指定について、主に一括して質疑をしたいと思います。

内容としましては、今回提出されている複数の議案に幾つか共通して確認したい点がありますので、まとめて質問させていただきます。主には、全ての議題において指定管理者候補者申請要項仕様書、こちらから3点、そして、最後は議第80号に関しまして、指定管理者候補の選定の結果というところから1点お聞きしたいと思います。

今回の質問につきましては、まず前提としまして、指定管理者の候補者の取組や内容について問いたすものではない、行政の指定管理者制度の運用の仕組みについて質問するものであるということを前置きしておきたいと思います。

では、まず第1に、指定管理者候補者申請要項仕様書にある項目なんですが、管理運営の基本的な考え方および施設の設置目的という項目がございます。これつまり、何のために指定管理するんやというようなことだと認識はしているんですけども、こちらについて、更新状況についてお聞きしたいです。

例えば、第6次総合計画に当然ひもづいて事業が進められているという共通認識

を持って質問したいんですが、第6次総合計画における「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」ということ、これを私は、町の政策や施策も必要に応じてその方向性や目的を適宜見直すものとして当然対応していくというふうに認識しております。

それを踏まえますと、公共施設においても、人口動態の変化や社会の課題、住民ニーズの変容に合わせて、目的や機能を定期的に見直す必要があるのではないかと、いうふうに思います。当然かなと。そうすると、もちろん指定管理物件においても設定当初から20年たちますよね。当時、行革がきっかけで半ば強制的につくられたのかなと思いますが、そこから20年たちまして、これだけ社会が変化する中で役割が全く変化しないということは考えにくいんじゃないかなというわけです。

そこで、しかし、今回の仕様書では、これは私が読み解けなかったというだけですが、前回からどのようにこの管理運営の基本的な考え方や施設の設置目的という項目が見直されたのかということが、明確に読み取ることはできませんでした。

総合計画でさえ基本計画を5年ごとに見直すことになっています。指定管理も5年ごとに見直すわけですが、町として、指定管理期間ごとに管理運営の基本的な考え方および施設の設置目的という項目を社会状況に応じて見直しているのか、実態をお伺いします。これが1点目。

2点目ですが、同じく仕様書について、住民目線でのアウトカムといいますかメリット、すなわち指定管理することによって住民福祉がどうよくなるのかという成果の視点についてお聞きします。

指定管理制度の本来の目的は、住民福祉の質を向上させ、住民の生活にプラスの変化をもたらすことにあるというふうに認識しています。当然、財政面もあるとは思いますが、そこはイコールと。しかし、提出された資料では、主に業務内容が中心に書かれており、では住民の生活にどのような変化価値が生まれるのかというアウトカム、つまり成果、指定管理することによる成果や効果というものがどのように見込まれているのかというのが私には読み取ることはできませんでした。

そのようなことを踏まえ、さらにそれをどのように町としてその成果を捉えていて、そして評価しているのか。そして、その視点を今後、仕様書や、私たち議員が、議会が判断するための選定資料にどのように反映させていくことができるのかということについてお伺いします。

次に、第3点目、この仕様書等につきまして、教育的視点の明記ということについてちょっとお聞きしたいと思います。

現状はつまり、教育的視点については何も書かれていないという状況なんですが、これまで町は、私との少なくともやり取りの中では、教育または社会教育の重要性については繰り返し答弁を頂いてきました。であれば、公共施設を指定管理する際

にも、住民の体験からの学びや、そこから自治力の向上、多世代交流の促進といった教育的要素というものは見込まれるんじゃないかというふうに思います。

縦割りのことだけの見込みではなくて、横串で教育的視点が見込まれるんじゃないのかなと思うんですが、そういった視点の明記はされておりません。例えば住民の体験を促すみたいなことは、横断的には書かれていないわけです。

そのようなことが、ただし、やり取り上はしているわけなので、こういった指定管理の基本的な考え方や目的等々の中に、業務の範囲でもいいんですが、教育的視点が記載されてもいいのではないかと。記載されていない理由を伺います。また、今後明記する考えがあるのかというようなことについて伺います。これが3点目。

そして、最後なんですが、議第80号、日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定について、ガバナンスの健全性についてという観点でご質問します。

わたむきホール虹の指定管理者候補である公益財団法人日野町文化振興事業団につきましても、長らく、行革後おおむね20年間、副町長が代表を務められております。この件については以前、山田人志議員も似たようなことを聞かれたのではないかなと思います。行政の幹部が、行政が選定し行政が監督する団体の代表を兼ねているということは、ないと思いますし私はこんなことを問い詰めたわけじゃないのでちょっと論点ずれますけども、利益相反や透明性の観点だけでいうと望ましい構造ではないんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうことをやっているとは全く思っていないので、論点は違いますよ。

なので、町としてこのガバナンス上の課題をどのように認識して対策を講じているのかということをお伺いします。また、この体制を今後も継続することが妥当であるか、見解を求めます。

以上4点なんですが、横断するものにつきましては、先ほどの川東議員のように全てお答えいただいてもいいんですが、もし代表してお答えいただく場合は、執行側の共通認識という形でお答えいただけるとありがたいです。

議長（杉浦和人君） 7番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま野矢議員より、議第76号から議第80号のそれぞれの指定管理者の指定についてご質問いただきました。

まず、代表して、私、生涯学習課長からお答えさせていただきたいというふうに思っております。

まず、一番初めの、指定管理者候補の選定の管理運営の基本的な考え方や設置目的の更新についてでございます。

まず、町民会館わたむきホール虹の場合は、管理運営の基本的な考え方とか設置目的は、ホールの設置条例およびホールが建設されたときの理念や目的に基づきま

して定めておまして、これまであまり大きな更新というのはございません。

なお、参考資料にもありますように、申請要項とか仕様書に基づきまして指定管理者候補において作成され提出された基本方針とか事業実施計画、収支予算の資料や候補者のプレゼンの中では、社会情勢や住民ニーズについて柔軟に対応しているかどうかということ、選定委員会の中で審議・審査していただいているところではございます。

ですので、今後、管理運営の基本的な考え方とか設置目的の更新については、必要性があるとするならば、関係者を含めて協議していきたいなというふうには思っております。

2つ目の、住民の福祉がどのように増進されてきたか、その成果・効果をどのように判断しているかというところではございますが、わたむきホール虹の選定委員の場合、非公募としていることから、文化振興事業団のこれまでの過去4年間の申請要項仕様に基づいて、住民サービスの資質向上や社会情勢に合わせて適切に運営されているかを、事業報告とか決算報告、それから文化振興事業団の自己評価した書類をもってヒアリングを行いまして、事務局として審査し評価を行っているところではございます。

また、選定委員会においては、私ども事務局が行った評価資料に基づきまして、指定管理者候補による令和8年度からの新しい基本方針とか事業実施計画、収支予算などの提出処理、それからプレゼンの内容などを審査・審議いただき、その結果を簡潔にまとめて議会の参考資料として提出させていただいているところではございます。

今後の議会への資料といたしまして、評価制度とかをちゃんとお示しできるように、どのように反映していくかということについては、また今後、関係機関と協議検討していきたいなというふうには思います。

3つ目の、社会教育的視点の位置づけでございます。

わたむきホール虹の指定管理の場合ですと、文化向上と芸術の振興を図るというふうに明記しております。この文化向上と芸術の振興そのものが社会教育、社会教育法の中にも教育委員会が予算の範囲内で音楽・芸術・美術の奨励に関することをするというので定められておりますので、この文化向上と芸術の振興そのものが社会教育と位置づけて目的の中にも入れさせてもらっているわけですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

4つ目、副町長が代表を務める指定管理者候補のガバナンスについてということでご質問いただきました。

わたむきホール虹に限って、この指定管理者候補である公益財団法人日野町文化振興事業団の理事長に副町長が就いていただいているところでございます。利益相

反が生じて不適切であるとの指摘に関しては、町と文化振興事業団の設置目的が一致していることから、利益相反には該当しないとの認識を持っているところではございません。

また、文化ホールという公益性の高い施設の運営において、町が責任を持って取り組むことで公的な責任の所在が明確となりまして、法人の社会的信用が向上するだけでなく、住民や関係者に対する安心感も提供できることから、現時点ではこの体制は適切であると考えているところです。

さらに、地方自治法第142条および同法の施行令第122条におきまして、町が2分の1以上の資本金またはそれに準ずるものを出資している法人については、町長や副町長が役員となることができる規定となっております。県内の自治体が設立に関わった文化振興事業団体におきましては、副市長や副町長が代表に就いているという事例もございます。

この体制の今後については、町の文化振興にとってどのような体制が最もふさわしいかを慎重に検討する必要があると思っておりますので、関係者の意見も踏まえながら協議・検討したいなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ただいま答弁、生涯学習課長のほうから主に代表してという形で頂きました。再質問として各担当、どうでしょう、お答えいただきやすそうな方に再質問したいなと思います。

まず、先に再質問したい人を言います。準備しながら聞いていただけたらと思うんですが、1つ目のことについては、契約のことなので総務主監にお聞きしたいかなというふうに思います。予算のこともあると思うので。

そして、2つ目の成果等々については政策監にお聞きしたい。第3の教育的視点については教育長にお聞きしたい。最後は当の本人である副町長にお聞きしたいというふうに思います。

それぞれ再質問したいと思うんですが、先ほど答弁いただきまして、1つ目、管理運営の基本的な考え方や施設の設置目的等々ということで、わたむきホール虹を例に挙げてお答えいただいたんですが、それは設置条例に基づいてやっている。ほんで、プレゼン等々を聞きながらやり取りしておりますよということなんです。全体的に言えることなんですけれども、これを議会が議決するという項目に対して、私たちは何を審議すればいいのかという論点も持っています。

例えば、例えばといいますか、それつまり、今お答えいただいたことは私たちには見えないわけです。もっと言うと、選定の結果もすごく簡潔にまとめられているので、事業計画も評価内容も見えないんです。

つまり、私たちは何を審査させられているのかという目線で考えていただきたい

と思うんですが、そういうこともあり、必要性があればまた考えていきたいというような答えではあったんですけども、その辺がちょっと、そういう書類とかという意味で、やっぱりある程度見える化しないとこの辺りは、全部に言えることですが、住民さんへの説明も今のような感じの説明で納得いくのか、説明になるのかというようなところは気になります。

なので、この辺の在り方というのは考えていただきたいんですけど、それを踏まえて1つ目なんですけど、20年前、先ほど言いましたとおり、行革で半ば強制的に全てのところが指定管理制度、リスタあすなろも当時はあったそうですが、できています。その当時、時代の変化とともに変化して指定管理制度ができたわけですが、そこからもっと急激に時代は変化していると思うんです。

そこで指定管理制度の項目の内容が変化していないとすると。当然、指定管理料とかは変化していると思いますよ。それは当然ですけども、設置目的や管理運営の方向性というのはもうちょっと変化するんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこに対応する必要性はないんですか。予算編成の都合も多分あって、総務主監は基本ちょっと幅広く守備範囲を持っているということで、この業務は本当に。

以前、委員会でもお聞きしたんですが、各事業はゼロベースで考えているのかというときに、前年踏襲で考えているのではなくて、必ずゼロベースで必要性を確認した上で予算編成しているということを経営主からは答弁を頂いていましたので、それも踏まえて総務主監に、この辺りは変化に対応した見え方をしなくていいのかということを知りたいです。

そして、2つ目。政策や施策を実現するという上で、アウトカムといいますか成果というものを、これも見える化するってすごく大事だと思うんです。生涯学習課長からは「報告を受けた上で評価している」と。それは当然ですよ。内部では評価していると思うんですが、それもこちらには見えないと。

僕は、評価しているというよりは、まずどこを目指しているのかという成果目標が見える化されていないと、言うたら指定管理する必要あるのかと。こういうことがあるから指定管理する必要があります、指定管理する必要がある中でここがふさわしいですという、そういう順序ですよ、当然ですけども。ということは目指すところがあるわけですね。このどこを目指しているというのがやっぱり非常に分かりにくいと思っています。

例えばビジョン、ミッション、バリューみたいな一般企業が言われるようなことだとすると、バリューみたいなことは書いてあるんです、文化振興を大事にしたいと。ただ、どういうふうな社会をつくっていくのか、どういうことをこれによって成果を得ようとしているのかという部分は読み取れないんです。

それを、ビジョンや方向性を実現するために必要な成果、それを手段としてどう

いう事業をするかというのがあるわけで、それがあって初めて評価できるはずです。成果目標がないのに何を評価するのか僕らは分からないので、それを評価することによって今後の改善点が提案もできるし、これってどうなのと言えると。

つまり今は、この改善すべきところの基がないので何をどうやって審議したらいいか分からない、というような書類になっていないかということをちょっと考えていただきたくて、この辺は、成果目標は政策監の周りの知識とかも踏まえて、成果目標を入れるみたいなことは、それは理念であったとしても必要じゃないのかということをお聞きしたい。

そして3つ目なんですけど、教育の面、文化・芸術の振興を通じて教育にという答弁は頂きましたけれども、いや、それは教育にというより、それはそうやってるやろという感じを受けたので、ちょっと教育長にお聞きしたいんですけど、地域づくりや人づくりがやっぱりこのまちにとってすごく重要だと思っています。そのときに、教育の重要性は増すばかりと。

当然、教育というのはちょっと勘違いしないでいただきたいんですけども、子どもに何か教えるという座学的なことだけが教育じゃなくて、あらゆる世代や属性の人が体験から何かを学び取っていくことも教育の仕組みであるということはお伝えし続けているつもりであるんですけども、そういう意味で、教育部局だけが教育というのを言葉にして明言して言ってきたのが今ですね。

そこで、人づくりが問題だ、担い手がと問題が出ていることはもうみんな認識しているわけです。でも、今までどおりに教育部局だけが教育の課題に取り組むんですかと思っているわけです。

非常に町全体、もっと言えば国全体ですけども、若者の自己肯定感が下がっていて、OECD諸国の中で断トツで、自分が社会に貢献できるという意欲がない。意欲がないというか認識がない。自殺がすごく多い。若者がですよ。

これ非常に非常事態だと思うんですけど、そういったことを町全体で取り組むとすれば、町全体の課題として取り組むとすれば、いろんな部分に教育的視点が入ってしかるべきかなというふうに思っています。

というのが1つと、もう1つの理由は、社会教育士の話を僕していたと思うんですけど、生涯学習課とかを通じて社会教育士の資格を取る人が増えていけないかということで増やしていってもらっていると認識しています。ただ、生涯学習課に社会教育士をぐっと固めて、生涯学習事業をおもくそやるぞではなくて、社会教育士を持った人が散らばっていますよね、人事的に。

それを教育長に聞いたときに、あらゆる部署から社会教育的な視点を持って事業に取り組んでもらうんだという答弁を頂いています。これがここだけのやり取りで終わらないのかなという心配があるんです。それって本当にほかの部署の人そう思

ってるのと。町の全体にそういったことは非常に大事、子どもとか大人とか関係なく、もっとありありと強力に力を入れていいんじゃないですかというような視点で教育長に見解をお聞きしたいと思います。

最後に副町長にお聞きしたいんですが、先ほど生涯学習課長からは、設置目的が一致しているので利益相反等々はしないだろう、当たらない、町が責任を持ったほうがよい事業であろうというようなことを頂いたんですが、これ多分、山田人志元議員が以前言われていたことだと思うんですが、これ利益相反していると言いたいわけじゃないので、ここ論点じゃないんですけど、本当にそうであれば、町が直轄してやればと。何で指定管理しとんのと。そこを明確にこれ、この状態で説明できるのかということが多分聞かれていたと思うんです。ご記憶にあるかなと思うんですが、そこからずるずると来ているなど。

実際に20年前までは町直轄でしたから町長が代表であってやっていて、行革で外出ししたときから副町長がだあっと来ている、理事長に。ただそれを継いでいるだけちゃうかなというふうに思っています、例えばですが、これは本当に仕組みの、健全性を見た目の問題だけを今問うているんですけども、観光協会であれば、観光協会の代表は町の職員じゃないですよ。日野まちかど感応館の館長は商工観光課長だと思うんです。そのスタイルも取れるんじゃないかな、そっちのほうがきれいじゃないかなとそんなふうに思うわけなんです、副町長ご自身として今後の見解もお聞かせいただきたいと思います。

以上4点お願いします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま再質問いただきました。指定管理者制度でございますが、議員おっしゃいますように、地方自治法が確か平成15年ですか改正ありまして、これまで施設の管理委託でございましたものを、管理の権限も含めまして団体に管理させるということの行政処分をして、全て委ねるというふうな制度ができたのが今の指定管理者制度でございます。もう20年近くたっているということでございます。

議会のほうでご審議いただくというのは、地方自治法等の規定に基づいて粛々と、こちらのほうも議会に提案させていただきまして、その後、指定管理者の指定をするという流れの中で必要な提案をさせていただいているところでございます。

この中で何を審議するのだということでございますけども、当方が考えておりますのは、やはり住民の福祉を向上するという公の施設の最大の目的がありますので、この公共性についてもしっかり担保できるかということをご確認いただきたいですし、また、その、今、指定管理者の候補者ということで議案のほうに載せさせていただきますいておりますけども、ここの決定プロセスの透明性でありますとか、また、

この指定管理の候補者が指定管理を行った場合に住民サービスの質の担保が図れるかどうか、そういったことをご確認いただきたいと、こういうものでございますし、資料で不足がある分につきましては当然ながら質疑でお答えもさせていただきますし、また、委員会等でもご議論いただきたいなど、このように考えているところでございます。

目的や管理運営の方向の変更の必要性はあるのかと、こういうことでございます。

まず、町にあります公の施設につきましては、条例でもってその設置目的等を明記しております。この設置目的等につきましては当初からそういった目的で設置されたということでございますので、これを都度変更するということは少しぶれる可能性もありますので、やっぱりそこは基本として持っていく必要があるのかなと思います。

その上で管理運営の方向、こちらの部分につきましては、議員がおっしゃいますように時代の変化もございます。そういったことを踏まえて方向性を示していく必要もあるのかなと思います。

このことにつきましては、当然ながら、今回の指定管理のときに議論していくということも重要ですし、また、指定管理の運営の中で都度、毎年度、年度契約ということも指定管理ともしていきますので、そんな中で必要に応じてそういったことを議論して決めていく、また、利用者の意見も聞いて盛り込んでいくということも可能かと思っておりますので、冒頭に生涯学習課長が申しあげましたように、やはりそこは必要に応じてそこに盛り込んでいければなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 政策監。

政策監（河野隆浩君） 野矢議員のほうから2問目、住民メリットの件でご質問を頂きました。

確かに、冒頭おっしゃられたとおり、指定管理のそれぞれの施設について、見える化しないと見えないよと、何を指しているのか、例えば成果目標を入れないと、何を審査したらいいのか見えないじゃないかというご意見だったと思います。

確かに、野矢議員おっしゃるとおり、そもそもこの指定管理制度を設けた時点で、住民さんへのメリットというか、コスト面も含めて、民間の能力とかその辺りも入れながら運営していくという観点で、指定管理した時点で住民さんへのその辺りは十分メリットが発揮できているのかなとは思いますが。

確かに、仕様書の中身でこの辺りの成果目標等を入れていかないといけないという話はあると思うんですけども、これをこの指定管理の仕様書の中に入れる、指定管理の仕様書の中に、そこに盛り込むのか、盛り込むのであれば分かりやすく、相手方にも分かりやすく、どうしてほしいというのを示さないといけないと思います。

そこにはもしかしてコストがかかってくるのかもしれないですし、そういった視点で、この仕様書と選定資料の中に盛り込むのがいいのか、また、別のお示しを見せて、議員さんにこの選定資料、選定結果と併せて別の要素でお示しするのか、施設ごとにもそれぞれ考え方はまた変わってくると思いますので、確かにお示しの仕方はどこかで一定分かるようにはしないとイケないと思いますので、その辺りもちょっと含めて今後考えていければと思っております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 野矢議員から再質問を頂きました。2つの観点でお話を聞いていただけたらというふうに思います。

まず、1つ目は評価に関わる部分でございます。

ちょっと話は変わるんですが、今、学校のほうでは学校評価という形で、それぞれ小学校、中学校、そしてまた園のほうで評価を進めてくれています。具体的には、子どもたちのほうからの評価もありますし保護者の方からの評価もありますし、さらには関係機関の方々、外部の方ですね、そういった方々の評価を交えながらいろんな評価をしていくというふうな形を取っています。

ただ、議員ご指摘のように、社会教育に関する評価というのはこれまでからの議会の中でも議論がありましたけれども、非常に曖昧なところが私はあるなというふうな認識を持っています。とりわけ、この前、委員会でもお話をさせてもらったんですが、公民館に関しては公民館の評価をこれからしていこうというふうなことで、具体的に先進事例を交えながらいろいろ町としての取組をつくっていこうというふうなことで今取組を進めてくれているところですけども、この指定管理があるんですけども、これから5年先、こういう形で進んでいくんですけども、その常々においてきちっとした物差しを持って評価していくというふうなことがとても重要なことのようなことを思います。

先ほど川東議員のほうからありましたように、いろんな使用されている団体もありますし組織もあります。そういった方々の日頃の使用の状況も踏まえて、使いやすさをさらに工夫していくというふうなことから物差しを、これから大切にしていくべきではないかとというふうなことを思っています。まずそれが1つ目。

もう1つは、社会教育的な視点の位置づけについてというふうなところでのご質問かなというふうなことを思ったんですけども、社会教育士に関しては、これまでからの議会のほうでも答弁させてもらったとおり、本当に町のいろいろとさまざまな施策があるかと思うんですけども、社会教育的な視点から今もう一度問い直していくということが本当に重要だなというふうに思っています。生涯学習という概念と社会教育という視点とが非常に混在して、非常に難しくなっているというふうなことでございます。

わたむきホール虹のこの町民会館ができたときの広報が今手元にあるんですけども、「文化ふれあいゾーンの整備事業として建設を進め、創造性と感性を養い、地域文化を担う人づくりを育て、地域に根差した文化活動」云々というふうな言葉があります。まさに地域文化を担う人を育てるというふうなことについては、まさに社会教育として大切にしなければならない私は観点ではないかなというふうなことを思いますので、そういった点も、これから5年先を見据えて重要視していく必要があるかなというふうに思います。

ただ、直接的には、各地区に公民館がありますので、その各地区の公民館が社会教育の拠点となって今取組を進めてもらっているところでございますけれども、町全体となると、町民会館わたむきホール虹の果たしてもらおう役割というのは非常に重要になってくるかなというふうに思うのが1つと、それからもう1つは、社会教育士の話がありましたけれども、本当に、つながりづくりを考える仕掛人、学びのコミュニティーをつくる仕掛人というふうなことからすると、先般ありました、例えば防災の総合訓練がありますけれども、そういった点についても社会教育という視点から見直していくとまだまだいろいろ取り組んでいくべき課題があるんじゃないかなというふうなことも思いますし、今取り組んでもらっています、それぞれの集落単位の自治会活動をどういうふうな社会教育という視点から組立て直していくのかということについても、いろいろ私どものほうで取り組んでいかなければならない宿題があるんじゃないかなというふうなことを思います。

それは決して教育委員会だけがするんじゃないなくて、役場行政全体で社会教育という視点に中心を当てて取組を考えていくということも大変重要かなというふうに私は考えています。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 理事長ということで当事者ということで、私のほうから申し上げます。

私が受ける話の中で、まずは理事長として受けたわけではなくて、理事として当然受けさせていただいた中で選ばれたということになるわけでございますけども、経過としては、ご存じのとおり、平成5年1月に開館するというところで、平成4年7月にいわゆる事業団を立ち上げたという経過がございます。

その事業団をなぜ立ち上げたかということ、大きなホールを運営するノウハウというのは、町の職員が行って、いわゆる異動がある中でごちゃごちゃとする、それはちょっと無理なんだろうと、こういうような判断の下で一定のそういう部分をされたんだろうというふうに思います。

そうした中で、当初は町の職員も派遣という形も含めていろいろされていましたが、当初は町長が理事長という形でされたようでございますし、直接いわゆる

町が委託するという、直接委託という、そういう形の委託方式という、それがいわゆる今の指定管理制度導入、平成18年に入ったときにそれは駄目よと。しっかりと指定管理という形にきなさい、民間も含めて一定、本当は公募するんですよと。

ところが、採算の合わんところには基本的には民間は来ないので、ただ、そうは言うものの、そういう発想でいえば、いろんな官だけの発想ではなくて民の発想をどう入れていくのかと、こういうことなんだろうということで指定管理をさせていただいた。

今、議員おっしゃるとおり、どうなんだと。頼むほうと受けるほうが同じ穴のムジナ違うのか、こういうような話でございますけれども、その部分については恐らく当初、導入時には議論があったんだろうということで、実を言うと、館長さんがそのまま理事長になられている時代が2年ほどあったわけでございます。恐らく、ただ、館長と兼務という形、この専務理事となって、専務理事の中で選ばれたという形になっているんですけども、ただ、その中で恐らく、運営上どうなんだという議論の中で、やっぱり一定必要ではないかということで、いわゆる形としては理事、そして副町長が理事長に選ばれるという、こういう形になってきたと思っています。

それはなぜかといろいろ考えていた中で、基本的には専門集団として事業団はしっかりしている。その専門的集団をしっかりと、その事業を専門的な観点からできるけども、一方では、町の思いがそこに、専門でずっと走ってしまうのではないかという検証の中で、その一体的な部分でそういう形になってきたのかなというふうに考えておまして、ただ、今おっしゃった部分での、こういうことが考えられるのではないかということにつきましては、外部の評議員さんもおられますし理事も外部の方でございますので、そういう意見があった中でどうだというのはやっぱり問題提起として私のほうからもさせていただく中で、議論をしていただくというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） もろもろ答弁いただきまして、続きはまた委員会がありますのでそこで詳しく、必要な説明があれば説明いただいたり、また必要な質疑があれば質疑いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分から再開いたします。

—休憩 10時59分—

—再開 11時10分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。

ほかに質疑ございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから指定管理の件、川東議員、野矢議員からありましたけども、特に、町の指定管理団体のうち指定管理料のお支払いをしていて収益性が見込めている団体の2つについて、特に日野町の森林空間活用施設の指定管理者、グリム冒険の森さんとわたむきホール虹の指定管理のことについて、基本的なところを。もう先ほどから管理制度の基本的な町の考え方とか選定委員のところからもっと広く意見を聞くようにということもありましたので、基本的なところをお伺いしたいと思います。指定管理についてはその2件のところ。

そして、議第81号の日野町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定についてから、そして、議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）から3件、質疑をさせていただきます。

まず、議第78号の日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてと議第80号の日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定について、これから向こう5年間を指定管理していくものです。それぞれ2回の選定委員会を経て決定されていますが、決定までの過程、先ほども見えないよという話がありましたが、本当にこれでは何も分からない。

どのようにヒアリングをしたとか、それから審査もしたとかいうことを書かれているんですが、内容が全く分からない。何を基に評価をして決定されていったのかという審査状況、主立ってでいいんですが、その2つの指定管理者のところについて、その決定までの過程を教えてくださいたいと思います。

それと大事な、過去5年間、法令を守っているよ、施設の保守点検できているよ、安全管理上は問題ありませんでした、それから事業計画どおり業務ができました、施設利用状況においても低迷なく活用されてきたと、そういうことも併せてお伺いしたいと思います。それで向こう5年間も大丈夫ですよということを確認させていただきたいと思います。その点よろしくお願いします。

次に、議第81号、日野町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について。

読ませていただきました。第1章・総則の中で、第5条・乳児等通園支援事業者の一般原則で5条の3、「自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とあり、4項目めには「定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない」とあります。

また、第2章・乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準で、第1節通則・第6条乳児等通園支援事業者と非常災害では「非常災害に対する具体的計画を

立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」、2項目めには「少なくとも毎月1回、避難および消火に関する訓練を行わなければならない」、さらには第7条・安全計画の策定等では「安全に関する事項についての計画を策定し」、2項目めには「その安全計画について周知、研修および訓練を定期的実施しなければならない」、3項目めには「保護者に対しても安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない」等々、一般原則では、自ら評価、それから外部評価、公表、改善のサイクル、非常災害では計画、周知、訓練、こういうことをやっていきますよという運用していくことが決められているわけなんです、条例で。これから決めていくものなんです。

これら条例で定めたことを運用していくにあたって、どのようにして抜かりなく実施していくつもりなのか。作業実施マニュアルやら記録書類などを用いて報告していく体制を整えなければ、これはできていかへんなと思ったんです。来年4月からの施行に対してどのような方法で運用、遵守されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、議第88号、令和7年度一般会計補正予算（第5号）について3件、質疑をしていきます。

右側のページで言いますので、13ページ、19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金、今回、2,323万3,000円を増額されております。先ほど川東議員からの答弁の中に、質問が減額、繰り入れているけども繰り戻せるかどうか、ほんで、それが普通交付税の追加交付があるのかという質問に対して総務主監から、物価高騰対応で地方交付税が1億9,000万円入ってくるから、それで繰り戻しますよという話をされました。

これ本当に財政調整基金に繰り戻すんですか。国からは物価高騰対応に使って下さいよと。これ安易に財政調整基金から、予算がなくて、そこから繰り入れて、安易に繰り戻すと。今、ほかの市町でお米券の話であるとかプレミアム商品券の話やとか、それから水道代を減免しますとか、いろんな話、ニュースが飛び込んでくるんです。日野町は何してくれんねんという話を聞きます。

そこはそこで別で大きくあるのであればいいんですが、こういうのを打ち出してしまうと、これはちょっと我々も言わんといかんなどびんと来て、そこだけはちょっと申入れさせてもらいたいなと思います。そういう考えではないですよ。ちゃんと物価高騰対応はしてくれるんですよ。その確認をまずさせてもらいたいと思います。それがまず1点です。

それから次、21ページ、3款民生費・2項児童福祉費・2目保育所・認定こども園費、認定こども園整備事業で委託料1,900万円。これは先ほども川東議員がちょっと高いなと。同じ思いがありまして、これ今回、地質調査業務委託等に係る費用

で高額な費用と思ったんですが、現在、農地が田んぼをされていますので、地質のボーリング調査をされるものと思っておりますが、こういった内容のもの。

先ほど面積やとか、1万4,000平方メートルのところに調査がかかるということなんですが、過去に、周辺ではわたむきホール虹も図書館も同じところに建っているので、そういった調査解析業務が生かせんものかなというふうに思っています。また新たに採掘して調査するべきものかなと言われればそうやと思うし、そういうことをちょっと思っています。

いつ調査を、できる前提。今ちょうど農繁期が終わったところなので、今度、農繁期が始まるまでにやらんと、そのことをちょっと思っていますので、その点、教えていただきたいと思えます。

最後、25ページの7款商工費・1項商工費・2目商工振興費、ふるさと応援寄附事業で1,535万円の増。委託料だけ見れば1,969万7,000円の増額をされています。その下を見てもらったら、まちづくり応援基金積立金が2,900万円の増額と。

ふるさと納税については私また明日一般質問で入れていますので、ここではふるさと納税の寄附金が増額されているものの、あまりにもこの委託料が、これだけ上がるのかとちょっとびっくりしてしまっています。一体何が起きているのか、こういった状況でこのような内容になるのか、お伺いしたいと思えます。

以上5点になるのかな、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 山本議員から、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定につきまして、決定の過程ですとか審査の状況、また、過去5年間、そしてさらには向こう5年間についてをどう考えているんだ、どのような視点で審査したんだということでお尋ねを頂きました。

まず、日野町森林空間活用施設でございますが、グリム冒険の森というふう呼んでおります。指定管理者にお願いしたい業務としましては、施設および設備の維持管理に関する業務、施設の使用の承認に関する業務、また、施設の提供、さらには森林資源の有効活用と町民や都市住民との交流促進のために各種行事の開催に関する事というものが指定管理者にお願いしたい業務ということで、これは先ほどから出ております設管条例のほうに載ってある業務ということになります。

このことを4年前にお願いしたわけでございますけれども、まず選定委員会につきましては、令和7年9月26日に第1回を開催させていただきました、その場で指定管理者制度の説明や募集要項、仕様書、審査基準等について委員の皆様方にご審議いただいたところでございます。

また、今回につきましては非公募による選定ということをしたことから、その

ことにつきましてもお諮りしたところでございます。

まず、町のほうといたしましては、過去4年間の取組につきましては、条例に書いてありますとおり、施設の受付業務を中心に、保守点検や施設の修繕等を適切に業務遂行いただいている点、また、職員が直接行う日常点検や専門的な設備の保守点検につきましては外部委託等の目的別に適正に実施いただいている点、さらに、コテージやオートキャンプ場、簡易水道施設等の維持管理を中心に、児童遊園施設やエリア全般にわたってお客様が気持ちよく過ごせるよう努力されている点、そして必要に応じて直営で施設の緊急対応の補修等も行っている点を総合的に評価させていただいて、申し分なくと申しますか適切にやっただいたっているというような形で町としては評価をさせていただきました。

その上で、非公募によりまして募集いたしまして、令和7年10月23日には第2回の選定委員会を開催させていただいたところでございます。このときには、申請団体による事業計画書のプレゼンテーション、委員のヒアリング、選定の審査や討論、選定の決定を行ったところでございます。

指定管理者として申出のあったその事業者からは事業計画書等の提出をいただいたほか、パワーポイントによりまして、およそ30枚のスライドによりまして、施設の管理運営に関する事項や運営体制、自主イベントの関係ですとか管理の方針等について細かく説明いただいたところでございます。

そのようなことを踏まえまして、委員の中では、この団体であれば引き続き指定管理者としてふさわしいであろうということで認めていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 山本議員より、議第80号わたむきホール虹の指定管理のことについてご質問を頂きました。

先ほど農林課長からも申し上げたとおり、いろんな審査内容については、ほぼ、わたむきホール虹も同じような形でさせていただいているところでございます。わたむきホール虹の場合はチェック項目、選定基準というのを先に設けさせてもらって、委員さんの方々にその選定基準に基づいて、それぞれがちゃんと管理されているか、運営されているかということを、書類、それからプレゼンなどで審議いただいたところでございます。

その選定基準については、事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるか、あと詳細については管理の方針とか平等利用の確保とか、あと事業計画の内容は効用を最大限に発揮させるとともに管理に係る経費の縮減が図られているものか、詳細については、わたむきホール虹の効用の発揮と経費の縮減、過大な収入案になっていないかとか、あと人的能力はあるか、個人情報保護の研修が十

分に確保されているか、安全対策はどうかというようなチェック項目を細かく設定して、その中で審査していただいております。

その中でも、今までから、過去5年間では、わたむきホール虹の管理において文化振興事業団より、火災報知機がもう経年劣化で大変危ないのでということの相談を受けて、これまで火災報知機を直してきたところでもございますし、受信機も交換させていただいたところです。

昨年度においてはホール周辺の樹木の伐採をさせていただいたのも、これでは危険だというような指摘も受けてきたところで、我々も、町も動いて、それを剪定してきたところでもございます。

また、委員からは、収入においてはお化け屋敷が500円で安いのではないかとというような意見も頂いて、それについては、途中で逃げ出すこともできるので、500円払っていただいてもそれを返還しないというところで利用者にはご理解いただけるような値段設定をしているとか、あと人員体制についても少ない人数で頑張っているのではないかと、もうちょっと人員を充実したらどうかというようなご意見も頂いております。

また、専門的な知見から、もっと文化関係の補助金とか助成金を頂いてはどうかという意見を頂いたりもしておりましたので、それらの委員さんの意見をお聞きして、今後の5年間の運営に反映していきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 続きまして、山本議員のほうから、議第81号、日野町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例のことについて質問いただきました。

今回この通園制度を導入するにあたりまして、先ほどおっしゃっていただきました、様々な子どもさんへの計画表の作成、諸帳簿の作成、また、安全面の総合点検、施設の点検など、そういったことを公表するなり点検を確認するなど、そういったことで対応についてのご質問やったと思います。

このこども誰でも通園制度の制定の中に、今回この事業を実施するその事業者の認定については、各市町村が行うということになっております。今回、日野町では、想定しているのは公立の桜谷こども園ということでしたので、ほかの私立が運営する施設ではないんですけども、もしも仮にそういった民間での施設運営ということになりますと、町がその認可をしなあかんということになっております。

その施設につきましては、例えば保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、また、地域子育て支援拠点事業、また、企業主導型の保育事業所などなど、そういった、既に今、保育運営をされている施設が主な施設になるということになっております。

そういったことで、この通園制度を実際にその事業所でしたいというふうになりますと、今のおっしゃいました、この設備運営基準を満たすかどうか、また、そういった様々な計画書や諸帳簿についてしっかり管理されているかということは町のほうがしっかり監査をしなあかん、年に一度、監査もさせてもらう中で、それぞれ毎月の諸帳簿ができてきているかとか、点検ができてきているか、避難訓練ができてきているかということ point 検しに行かなあかんということになっておりますので、そういった対応を、実際、今年度、鎌掛のほうで小規模保育施設の運営が始まりましたけど、そこも今年度末に、同じように指導監査という形で町のほうが監査に入らせてもらうということを想定しておりますので、同じような形で対応したいというふうに考えております。

そして、もう1問、議第88号の令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）についての質問でございました。

委託業務ということで1,900万円の予算の内訳等を確認ということでございまして、今回、地質調査業務と先ほどの地質解析業務が大きな業務の委託内容になっております。それぞれ、地質調査業務につきましてはどういうことをするかといいますと、まず、先ほどおっしゃっていただきました、わたむきホール虹とか図書館での、既に既存の施設のボーリング調査データでありますとか、そういった資料集めがまずあります。そして、ボーリング調査、何か所になるか、深さはどれぐらいかはこれから想定しますけども、そういった形でのボーリング調査の対応、それから、その結果を受けた中での屋内での試験、その解析という形でまず地質調査業務を行うと。

そしてもう1つ、地質解析業務につきましては、それぞれの地盤の特性の評価でありますとか地盤のリスク評価という形で、専門的なそういった資格を持っておられる方が、それぞれのこの地質の調査の評価をするという形で、その2点、調査と解析という形で業務を発注するという予定をしております。1万4,000平方メートルという大きな場所になりますし、その中でも建築する場所によっての場所の選定から、必要な箇所のボーリング調査を実施する予定をしております。

なお、時期についてなんですけども、議員おっしゃっていただきましたように、農地ということで農繁期の心配がされるかなということで、できれば農繁期が始まるまでの3月までには、今回予算を通していただきました中で早速業務発注をして、農繁期には支障がないように考えておるところでございまして。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）の第19款繰入金・第1項基金繰入金・第1目財政調整基金に際しまして、先ほどの川東議員の質問に対する答弁に対しての質問にお答えさせていただきます。

まず、物価高騰対策の国の予算措置につきましては、国の補正予算で現在審議されておりますが、あくまで地方交付税とは別の予算立てということになっておりまして、物価高騰の交付金につきましては別に措置される予定であります。

したがって、私が申し上げましたのはあくまで地方自治体が委託料なんか物価高騰で受ける、地方自治体を受けることに対する追加交付とこのような理解をしておりますので、その分につきましては打ち消しをさせていただきますが、あくまで物価高騰の対策は国のほうでしっかり講じられる。あくまで地方が受ける部分ですので、その部分につきましては地方交付税として算入されるということです。

国の補正予算の概略につきましては、今回の補正予算、国では地方交付税の追加交付、そして追加の財政需要に対する交付、そして投資的の経費に対する対応、そして物価高に対する交付金の増額ということでありまして、その中の1つとして措置されるものですので、決して物価高の部分を交付税として交付されるものではないので、そこは間違いがないようによろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） 一般会計補正予算の商工費のふるさと応援寄附事業につきまして、委託料の増額の理由についてご質問を頂きました。

これは今年度、当初予算編成時の中間事業者から新たな中間事業者に変更になったことによる契約内容の変更によるものでございます。報償費におきましては当初、高額寄附者の返礼品分を報償費の中で見ておりましたが、これを委託料のほうに変更しての契約となったため、そのようになったものでございます。

もう1点は、役務費の中で広告料を委託料に含める契約となった、変更になったために委託料が増加しまして、他の科目を減額したものでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 指定管理の件、状況を説明していただきまして、ありがとうございます。

私がポイントとしているところをちゃんと申し上げたらよかったんですが、今のこの、収益が上がる2団体があるんですが、上がっても指定管理団体の収入になるわけで、主に、わたむきホール虹さんは町の収入になると何か書いていたんですが、そこら辺、要するに、指定管理料を払っているから、もうそういう収益性のところをもっとほんまに高めてほしいなという努力が何か見えないんです。

グリムさんも頑張っていていただいているんだけど、横にかもしか荘さんとか、ほかにもできていますので、本当にもっと頑張らないと、指定管理料があるからゆえ、ちょっと、本当は頑張してほしい、もっともっと。自らが独自運営できるまでほんまに育ててほしいなということを思うんです。

今の森林空間活用施設で指定管理を行っているところってそんなにないんです

よね。民間のほうに替えていっているというのが結構あるわけなので、よっぽど改善して努力していかないと衰退していく一方かなということを思いますので、その点のところ、要は向こう5年間も含めて、今のわたむきホール虹さんも、何か公共、要は役場が使うことが結構多くなったなというふうに思ってしまったので、本当にもっと収益性が得られるようなことを考えることがもっと必要やないかなということを思いましたので、その点の動き、要は向こう5年間も、施設利用状況も含めてそういう収益性を伸ばして、より安定さすという、事業そのものを安定させていくということが大事じゃないかなと。要は指定管理料だけにおんぶすることなく頑張っていたきたいなという思いがありますので、その点のところ、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。その点よろしくをお願いします。

議第81号の件は了解しました。同じように、小規模保育事業者と同じように、私も見せてもらいに行きましたけども、ちゃんと管理運営されているなどというのはありましたけども、同じように、監査に入って見ていただけるなどということで、よろしくお聞きしたいと思います。

補正予算については、先ほど、財政調整基金で物価高騰対応で、地方交付税で戻ってくるやんけども、それは地方が受ける分やという話をされましたけども、もちろんそうやと思うんです。その中でも、要は財政のところだけでなくプラスアルファ町民に還元というか、今の対応をするべきやないかなと。いろんな、そういう思いなんです。

ほかの市町を見ていますと、独自で上乗せしました、現金を上乗せしました、児童手当プラス何ぼ上乗せしましたと、これ多分そういうことを見込んで先回りしてやっていることだと思うんですが、そういうことも十分吟味して考えた上での判断であってほしいなということを思いましたので、もう一度その点、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、最後のふるさと納税のところ、仲介業者を変えたということなんですけども、もともとの仲介業者がどうやったかはちょっと分からないんですが、要するに町の要望に対してもう答えられなくなって、もうこの業者はあかんわと、そういうことで、何社もあるのか、ちょっとその状況はあまりよく分からないんですけども、そこにも応募があってこの業者で決めていくという形を取られたのか。要するに仲介業者を変えられた理由のところ、どういうところが駄目だったので、こういうことを提案してきたのでこっちの業者に変えたんやわということが分かれば教えてください。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま山本議員から、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定につきまして、指定管理者そのものの収益性を高める努力あ

るいは収益を伸ばしていく努力について、どうなんだということで再度ご質問いただきました。

今回我々がご提案しておりますのは、こちらの者どもに指定管理者を負わせたいということで、それに関する費用はこれだけということを出しております、そのお出しする費用につきましては、町が条例のほうで定めております指定管理者に負わせたい業務の関係につきまして係る費用分を算定いたしましてお出しをさせていただいているものでございます。

当然その費用も団体としては収益の一部ということに見込んで団体運営をされることにはなるかなというふうには思うんですけれども、町としてはそれらの団体の収支を見極める中で、どの金額が一体妥当なのだとということでお出ししているところでございますので、町の財政事情からいきますと、その金額というのは低ければ低いほど負担は少ないのかなというふうには思うんですけれども、かかる必要な経費の分についてはしっかり手当てをする必要があるのかなというふうに思っております。

当該団体につきましてはプレゼンの中でも施設管理に対する考え方、方針も打ち出しておりますし、スタッフの中での資格、インストラクターの資格を持っているとか、あるいは自主運営企画の内容の説明があったり、また、独自でフリーサイトを運営されていますので、そういった部分での収益性の確保といったところもお話も頂いておりますので、引き続きこの団体に指定することで問題はないのかなという、委員の皆様方からもご承認を頂いたところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 山本議員より再質問を頂き、収益性をもっと高めてほしいというような、そういうことでございます。

実をいうと、ここについてはかなり文化振興事業団のほうも悩んでいただいておりますし、町のほうもいろいろ一緒に考えていかなければならないところというところで、前回の9月議会の中で使用料を上げさせていただいて、大体平均1,000万円弱ぐらいの収入があったんですけども、使用料を上げることで利用者に負担を強いることで1,200万円ぐらいの収入の確保ができるのではないかという見込みを持っています。

そこへ、今までですと年間9,200万円の指定管理料だったんですけども、それを今回9,400万円に上げさせてもらったと。その収入として400万円アップになるということなんですけども、そのの部分に関しては、施設の管理を委託してさせてもらっています、その委託料が人件費も含めて高くなってきたこと、あと舞台演出とかそういうことに対しても委託している部分がありますので、その人件費とか物価高騰によって物が上がってきたという、そういう観点があります。

ですので、それを上がっている途中、昨年度までも今年も上がっていますので、そこをどういうふうにして補うかという、掃除の回数を減らしたりとか、そういう努力を、小さな努力をしていただいているところです。

また、興行収入を上げるにしても、750席ですので、1回の公演で利益を上げようと思うと満杯にしなければならぬんですけども、750席ではなかなか利益が上がらない。それを2回公演しようとする、2回分の舞台装置であったりとか、そういう人件費とかもかかりますので、なかなか利益を上げようとするのはすごく難しい。

田舎のホールということもございますので、よそから観客を寄せてくるということもなかなか難しいという部分がございます。そういう部分で悩みながらもいろいろ努力していただいているという部分を選定委員会の中ではお話しいただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）につきまして再質問を頂きました。普通交付税の使い方、こういうことかなと思います。

交付税はご承知いただいていますように、基準財政収入額から基準財政需要額を引いて不足分を交付されるものでございます。今回、基準財政需要額が多額になっているということから国のほうで追加交付されるものと、このように捉えております。

普通交付税につきまして、一般財源ですので、交付されれば町の一般財源として使っていくというのが本筋でございますので、現予算の中では、基金がもし足りない、今、基金を取り崩してまでやっている事業はやっておりますので、それを有効に使うということで、一般財源になっているというのは理にかなっているのかなと思います。

議員おっしゃいます物価高騰対策につきましては、また国から新たな予算等の通知があるかと思えます。そのときにつきましては、当然ながら物価高騰対策プラス、もし必要があるならば一般財源を投入して必要な対策も講じていかなければならぬとこのように思っておりますので、この交付税がそこに当たるという目的を持った交付金ではございませんので、それは物価高騰対策の施策を町で検討するとき、ここは必要であれば当然ながら一般財源も投入させていただきますので、そういうふうな視点で見いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） 山本議員のほうから再質問を頂きました、ふるさと納税の中間事業者を変えた理由でございます。

町の課題といたしましては、返礼品の点数であったりラインナップの充実というところが課題でございました。その辺りを前の中間事業者にも、返礼品の開発であ

ったりとかきめ細やかな対応ということを求めていたわけですが、なかなかやっぱり対応力とか迅速な対応というのが望めないというような状況もございまして、こちらとしましても、やはり地域に密着した形で特産品の開発をして、事業所の皆さんにも生産意欲なり、町の課題を解決していきたいということを思っておりましたので、そういった形で地場産品の打ち出しによって地域振興に期待が持てるようにということで、新たにプロポーザルをさせていただいて選定いたしました。

その中で、県内または近隣でも実績のあります現在の中間事業者に契約をさせていただいたというところがございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 大分もうお昼の時間が迫っていますので、私からはもう簡単だと思います。議第83号、議第84号、議第85号、給与関係の3つの条例の制定についてを、3つを併せて、一括して比較しながら伺いたいと思います。

それから、もう1つは議第88号の一般会計補正予算の中の1つの項目について伺います。

まず、はじめに申しました給与関係の3議案ですけれど、非常に給与の条文とかが難しい、読みにくいんですよね。だから、まずはじめに、こういう読み方でいいのかどうかの確認をした上で、その次の質問に入りたいと思います。

まず1つは、給与の月額について。

月額については、特別職は今回の改正はなくて現行どおりでいくと、そういう読み方でいいのかどうか。

それから、一般職、教育職は人勧に基づいて、議第84号別表1の2の改正額を今年の4月1日に遡って支給すると。行政用語でいう遡及というやつですね。差額分は追って支給されると。これ内払い条項というのはそういうことですね。

会計年度任用職員については、これは後の附則に書いていますように、現行どおりとして、議第85号別表を来年4月1日から適用すると。つまり、会計年度任用職員については遡及はしないと、そういうように読み取ったんですが、それでよろしいんですね。それは給料の月額です。

それから期末勤勉手当について。

これは、特別職は今年12月1日から改正額になると。ということは、12月支給分はその表によると100分の177.5、来年6月支給分については100分の175だと、こういう読み方でいいのかどうか。

それから一般職については、6月支給は100分の125、12月支給は100分の127.5。つまりこれは遡及しているということですね。

会計年度職は、ここはよく分からないんですが、「常勤職員の例による」と書いてあるんですけど、期末勤勉手当だけ遡及するというふうには読み取れへんと思うので、ここら辺はどうかというのが、これは教えて下さい。

それから通勤手当について。

通勤手当の改正は、一般職も教育職も会計年度職もともに議第84号別表の改正は来年4月1日からになるというようなまず理解でいいのかどうか。その上で、その答えを聞いた上で、あと質問を再質問という形でそこはしたいと思います。

それから、議第88号の一般会計補正予算（第5号）の事項別明細の18、19ページのところ、老人福祉費の項があります。老人福祉費で公的介護施設整備事業1,169万円というのがあります。これは全額国費です。全額国費で高齢者施設の防災・減災対策というふうになっています。具体的に用途はどういうことに使われるのかを伺います。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第84号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質問を頂きました。

まず、給与の改定でございますけれども、特別職につきましては規定どおりでございます。正規職員につきましては、適用につきましては令和7年4月1日になります。会計年度任用職員につきましては施行が令和8年4月1日になります。

期末勤勉手当でございます。こちらのほうにつきましては、期末手当につきましては、特別職につきましては12月1日から率のほうの改定を行う条例になっております。一般職につきましては4月1日に遡りますので、6月からということになります。会計年度任用職員につきましては来年令和8年4月1日からの施行ということになります。

通勤手当でございます。こちらにつきましては、基本的には令和8年4月1日でございますけれども、一般職につきましては通勤手当につきましても遡り適用をさせていただくものがございます。会計年度任用職員につきましては全て令和8年4月1日からの施行ということになっております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）、第3款・民生費の公的介護施設整備事業の内容についてでございます。

本事業は定員29人以下の小規模の介護施設で防災・減災対策を推進し、利用者等

の安全的運営事業のために行われる耐震化改修等の1つとして実施される、今回は非常用自家発電設備の設置に対して町が補助金を交付するものです。

町内の小規模多機能型居宅介護の事業を行う社会福祉法人と認知症対応型共同生活介護の事業を行う株式会社、2事業者が、手を挙げられましたので、国と協議を行いまして補助金の内示がございまして、予算計上させていただいております。

財源については、議員仰せのとおり、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、事項別明細書11ページに記載がございまして、これを財源として10分の10で予算化したものでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） そうしたら再質問させていただきます。

ちょっと理解したのかよく分からへんところがあるんですけど、通勤手当については遡及するんですか。今の総務主監の話では、一般職、教育職については通勤手当も遡及するというふうなことをおっしゃったように聞いたんですけど、そこはどうか、もう一遍確認したいと思います。

それから、あとほかの質問と併せて行いますけれど、給料の差額についての一般職と会計年度任用職員との違いなんですけれど、つまり、一般職は給料、それから期末手当が遡及されると。ところが、会計年度任用職員については遡及しないと。この差は何なんですか。そこら辺はお答えいただきたいなというふうに思います。

それから期末勤勉手当については、僕、条文のどの部分によって令和8年になるのか、読んでみるとよく分からないんですが、「会計年度任用職員は常勤職員の例による」というふうに書いてあるんです。常勤職員の例によるということは一般職に準じるというふうに読んだらいいんですか。そこら辺はどの条項によって会計年度任用職員は期末勤勉手当を遡及しないのか、その辺りも教えて下さい。

それから高齢者施設、議第88号のほうについては、具体的には、だから、申請があったところについてやるということになるんでしょうか。ちょっとその辺もうまく聞き取れなかったんですけど。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま再質問を頂きました。

まず、通勤手当の遡及でございます。こちらにつきましては、正規職員につきましては遡及がでございます。

それと2点目ですけれども、正規職員につきましては遡及しますが、会計年度任用職員は遡及しない理由でございます。こちらのほうにつきましては、昨年度も給与改定時に正規職員と同様に会計年度任用職員の給与改定を行わせていただきましたが、遡及した結果、一部の会計年度任用職員に労働条件を変更しなければならない事象が生じております。

具体的には、本人が希望する働き方をしていましたが、遡及によって収入額が増加しまして、それによって扶養を外れないために勤務時間の見直しをされるという事象が起きてきたということでございます。その影響につきましては、職員の家計の生計にも影響を及ぼしますし、また、勤務時間の変更は本人のみならず働く職場の方にも影響が及ぶということも課題になります。

このような、本人の意図しないことから本人の働き方や職員の家計への影響の課題があるために、遡りはしないとしましたものでございます。

加えまして、会計年度任用職員につきましては、1年ごとに勤務条件を設定しております。年度当初に勤務条件等、給料を含めて提示しており、それに基づいて契約をしております。したがって、途中で雇用契約を変更するということとなりますので、それについては、ここは変えることなく対応させていただくものでございます。

なお、給与改定につきましては、正規職員と同じ水準に改定もさせていただきます。本人の働き方の計画が立てやすいように、給与改定の施行につきましては未来日になる来年4月1日からとさせていただいているものでございます。

それと、会計年度任用職員が「職員の例による」ということが書いてあるのに、なぜ遡及をしないのだと、このようなご質問であったかと思えます。

これにつきましては、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正文の中の第29条にこの適用区分を書かせていただいております。特に、第3項におきまして、正規職員の給与条例、特殊勤務手当条例の改正によりまして、4月1日に遡る場合につきましてはこれを適用しないというふうに書かせていただいております。これをもってそのような対応を取らせていただいております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田基吉君） 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というのを、年度はじめに一次協議のご案内が県を通じて国からありまして、当時、町内の対象になるのが5事業所ございました。そちらに対して実施要望の有無について照会した結果の2事業者が手を挙げられたということでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） ここは質疑の場ですので、もうあんまりそれ以上はもう伺わないでおこうと思いますけれど、会計年度任用職員も、今、総務主監がおっしゃったようなケースもあるということはもちろん承知しております。けど、多くの会計年度任用職員については、やっぱり、何というのかな、遡及してほしいというふうに思っておられる方が多くだろうというふうに思いますし、そういう意味では、会計年度任用職員についても遡及していただきたいなというふうに思う、これは要望と

いうことにして私の質問を終わりたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、私のほうからは議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）から、3つのテーマについて7つの質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

事項別明細書は16、17ページ、まず1つ目、2款総務費・1項総務管理費・7目情報管理費の中から情報管理事業640万5,000円ということで、次年度からの庁舎内のネットワーク無線化に係る設計業務、内部事務等の情報更新システム更新に必要な経費を新規計上という形で計上されています。

この中でまず1つ目、この無線化の目的と期待する効果について簡単にお聞かせいただきたいと思います。

それから2つ目、無線化も含めて、この約5年間で庁舎内外を含めた自治体のDXやツール、その内容で具体的に効果が見えているものは何か。東参与等ともどういったことを成果として評価されているか、そういったところを聞かせていただきたい。この2つをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、事項別明細書の、歳入であれば10、11、それから歳出は20、21ページになります。3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費の中から、児童健全育成事業2,569万3,000円についてお聞きいたします。

児童健全育成事業の運営に係る国の補助基準の改定に伴い、必要となる補助金を増額補正。県の財源を生かし、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への負担を増やさないよう、放課後児童クラブ運営事業者に対して食料品の物価高騰分を支援するための補助金を新規計上という形になっています。

ここから3つお聞きします。

まず、国の補助基準改定の内容と趣旨を簡単に教えて下さい。

2つ目、放課後児童クラブ、学童ですね、の現状と運営面での課題、これは町内に限りますけども、それをどういうふうに把握されているか。

それから3つ目、今現在、感染症、インフルエンザが非常に子どもたちにはやっております。そういったところ、学童保育にも学校と提携していろんなことをされていると思いますが、そういった事業者へのフォローなどをどういうふうに考えておられるか、お聞きかせいただきたいと思います。

それから次、あと2つなんですが、補正予算全体について総務主監にお聞きしたいと思います。

昨年令和6年度12月補正の一般会計は、追加提案も含めて約2億8,000万円ほどです。今補正に関しましては約3億6,000万円ということで、私も勉強不足ですの

で教えていただきたいんですが、12月補正と呼ばれるものを行うにあたり、どのぐらいの時期からどのような検討を始められてこの本案が提出されているのか、できれば町民さんにも分かりやすいようにお聞かせいただけるとありがたいなと思っております。

それから2つ目、先ほど山本議員の中でも少し議論はありましたので、違うところでもう少しお聞きしたいと思います。政府については12月8日、2025年度の補正予算案を臨時国会に提出されました。高市総理を中心に新たな組閣が行われた直近ということで、国全体が動く中でその影響をどのようにまずは町として捉えられているか。

以上7つの質問でお聞かせいただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 福永議員より、議第88号の一般会計補正予算についてお尋ねを頂いています。

まず、情報管理事業の部分でございます。無線化の目的と効果でございます。

現在、役場の庁舎で職員が使っている情報系パソコンというのがいわゆるLAN線、有線での接続となっておりますので、安易に持ち運べないというようなことの課題がございまして、これを無線化することによりパソコンが持ち運べるというようなところで、今後いろんな庁内の会議等をいわゆるペーパーレスで行うためにパソコンを持ち運んで使いたいという目的、こういったことからこの工事をするための設計を今回計上させていただいたこととでございます。効果についてはそのペーパーレスであったりというようなところを期待しているところでございます。

次に、DXの効果の部分でございますが、まず現状というような形でお伝えさせていただきますと、まず1つが職員の連絡手段ということで、電話やメールなどの手段に加えまして、現在、ビジネスチャットツールというのを導入しております、職員による部署を超えた情報の共有がリアルタイムに行えているというところで、緊急時の迅速な連携はもちろん、日常業務の意思決定とスピードアップにもつながっているというところでございます。

2つ目が電子申請ツールの活用ということですので。専門知識がなくても簡単に申請のフォーマットがつけれるというようなツールを導入しておりますので、これによりまして、アンケートや報告のツールとして、ペーパーレス化と集計の簡素化に取り組んでいるというところでございます。

3点目が生成AIの活用ということとでございます。今年度は実際に職員が生成AIの活用を体験できる研修というのを2回開催させていただいております、現在も進行中ではありますが、会議録の作成や資料の収集・分析・要約など、こういっ

たものとか、また、イベントの立案とか各種業務にAIが活用できないかということで、事務作業の時間短縮、業務の効率化という、浮いた時間で新たな発想・創出というような形の活用ができないかということを進めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 続きまして、福永議員から議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）についてから、関連質問を3つ頂きました。

今回、福永議員の質問の中にもありましたように、児童健全育成支援事業、主に学童保育所に関係する補助金の増額補正ということで上げさせていただいております。

その関連という形で、まず1点目の、今回、補助基準額の単価の改定の趣旨や内容についてということでございます。

この学童保育施設というのは、子どもの健全な育成と保護者の就労支援を目的として運営されているものということでございます。特に近年、少子化、またその中でも共働き世帯の増加、さらには学童保育施設の利用者の増加ということで、大変、運営費用の面において、物価高騰もちろんございますが、さらに人件費の上昇。そういったことも一緒に重なっている中で、そういったものに対応するための財政的支援を行い、安定的な学童運営の支援を行うということで今回その補助金単価の見直しがされたということでございます。

主な内容といたしましては、先ほど言いました物価の上昇対応、それから、人員確保のための費用増ということも含まれておりまして、本当に職員の賃金の改善という形での対応もあるということでございます。

2点目の、学童保育施設の現状と運営面での課題ということでございます。

先ほども言いましたように、学童保育所に預けたいという保護者ニーズが本当にこちらも増えております。保育所や幼稚園と一緒に増えております。そのニーズに対応するため、やはりもう全国的にもスタッフ不足、支援員さんの不足ということが大きく課題として挙げられます。

また、多くの児童を預かるための環境整備ということもやっぱり課題として思っております。学校や地域など、こういった方々との連携はもちろんのことですが、そういった施設整備、環境整備について、今、子どもさんにもいろんな事情と申しますか、なかなかこの一定のスペースを確保しなアカンとか、そういうこともございますので、そういったことでの対応ということが課題かなというふうにも思っております。

3点目の、感染症ピーク時における町の支援ということでございました。

確かにインフルエンザと、コロナもですけども、本当に感染症対策が必要という時期になってまいりました。昨今インフルエンザ等の感染症での学級・学校閉鎖が

学校のほうで決定された際、その当日においては保護者のお迎え等が本当に難しいという児童もいらっしゃいます。

そういった場合、日野町の学童保育所におきましても、そうした急な対応時にその児童を預かり、夕方の保護者の方々のお迎えのときまで預かっていただきまして引渡しをするというような緊急時の対応も実施いただいております。

最近では集団感染の予防の観点から、なかなかそういった対応も、やっぱり学童の中で感染が広がってはいけないということで学童での預かりも極力控えるようにということにはなってきておりますが、児童を受け入れるにあたりまして、学童保育所のほうでも細心の注意や感染症対策を行って対応いただいているものと私どもも感謝しております。

町の支援といたしましては、こうした学校、それから学童保育施設、もちろん家庭におきましても、それぞれ密な連携、特に情報共有、そういったことなど協力体制を敷きながら、今後も学童への、子どもさんたちの保育について協力していきたいというふうに思っておりますし、もちろん学童保育施設の支援員さんへの感染症対策についてもしっかりと協力していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）への、補正予算編成の事務の流れと国政の影響についてご質問を頂きました。

まず、当町の補正につきましては、12月補正予算につきましては人件費を主に編成させていただきまして、また、過不足が出る予算につきましても併せて補正をさせていただいているところでございます。

今年度の12月補正予算編成に係る事務につきましては、9月10日に各課に補正予算の編成方針を示させていただきまして、各課で十分議論いただきまして予算要求を受けております。その後、財政部局のほうで査定、そして3役査定を経まして各課に予算内示を行っております。

国政のほうですけれども、今年令和7年10月21日に新内閣が発足されまして、動きもいろいろと報道等では承知しております。町の予算に反映するのは、国で意思決定がされ通知があってからということになりますので、現段階で12月補正について、それが予算に反映しているということはありません。

国において強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定されまして、その後、補正予算案を臨時国会に提出され、現在議論がされておりますので、この動きに十分注意をしながら注視していくとともに、今後通知がありましたら、必要な時期にしっかりと町の予算に反映させていただきたいなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、情報管理事業のところでは課長のほうから答弁いただきました。自治体の庁舎に無線LANを導入するメリットということと、あと自治体のツール等の今の現状の効果ということでお聞かせいただきました。

1つ再質問なんですけども、これDXとかこういう情報管理事業の到達目標といえますか、そういったものの指標というものがどういったところに、最終目標というのが、難しいんですが、どういったところにあるのかなと。それをやること自体が目的になってしまうと、これ多分恐らくあまり意味がないことかなと思います。

先ほど生成AIのお話もございました。明日の一般質問でもそういったところのデジタルとSNS等も絡めていこうかなと思いますが、まず1つ、この第6次総合計画の中を見させていただいていると、多分106ページの行政運営のところにはこれは入ってくるのかなと思うんですが、あまり何も指標がないのと、あと総合戦略のところの振り返りを見ていると、デジタルツールとか自治体DXについての、最終的にはこれ予算が出ていっていますので、どういったところを一定の到達目標というところに今設定されているのかどうか、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから2つ目、児童健全育成事業のところでは課長から答弁を頂きました。補助金額の算定の内容と趣旨のほうはこの数年でかなり改善をされてきたかなということで、関係者の方ともお話をしております。

そこで再質問なんですけども、先ほどからもずっとあります物価高騰に対する給付金とか支援金というもののメニューと、あとは運営費というもののメニューというものが、少し食料費とか用途も違うのかなと思うんですが、運営費に算入しない食料品の物価高騰支援というものは、これ安定的に財源確保ができるのかということで、恐らく学童保育が提供しなければならないお昼ご飯とかのこれから確率は高くなってくるんじゃないのかなと保護者としても思っております。

そういったところでお聞かせをいただきたいのと、あと、2つ目の児童クラブの現状と運営面での課題をお聞かせいただきました。これについては保護者支援の観点から少しお聞かせいただきたいと思います。

長期休暇とか年度の始まりにおいて、学童がお昼ご飯を提供するという上で、今までも議論があったのかどうか分かりませんが、例えば学校の調理室等を転用して使用ができないのかどうかということで、理事長のほうともいろいろお話を昨日させていただいていました。

そういったところの、給付とかそういった形ではないんですが、今ある公共施設を最大限活用ができないのかどうかと、そういうところの議論をされているのかどうかというところと、もう1つ、予算の確保ということで、例えば指導員の確保等で

予算措置も取っているという形でお聞かせいただいたんですが、今現在、特に後パートの方の不足がまだ一定町内でもやっぱり見受けられるということになります。そういった意味での運営維持を今現在どう捉えておられるかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に補正予算全体について主監のほうからお聞かせいただきました。まだ、今補正予算案、臨時国会の件に関しては今補正予算には加味されていないというふうなところですが、注意をしています、注視をしていますということでお聞かせいただいたんですが、関連質問として、次の補正予算にも少し関わると思うんですが、少し町の考えをお聞きしたいと思います。

今、大きく重点支援地方交付金、2兆円という形で生活者の支援と事業者の支援というところで行われています。補正予算というのはあくまで緊急性が高い課題に優先的に充てていくと。給付とかすぐに実行可能なものが比較的当たってくるのかなと思うんですが、この近年、例えば1つ目、現金給付というものがございます。それから2つ目、税額控除というものがあって、これは特別控除も含まれますけども、令和6年度に関しては定額減税がございました。

もう1つ、今、高市内閣が言われているのが給付付きの税額控除、これ3つ目で大きく出てきているというふうに思いますが、例えば簡単にこの3つを比べて。

議長（杉浦和人君） 福永君、簡潔にお願いいたします。

2番（福永晃仁君） はい。これを実際に町がしていく上で、町として課題になるところ、それをお聞かせいただきたい。それぞれ1つずつでいいので、課題としてお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

—休憩 12時25分—

—再開 12時26分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

企画振興課長。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 再質問を頂きましたので、お答えさせていただきます。

日野町ではDXの推進計画というのを定めておまして、その中では、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進める中で、このDXの部分についても職員の負担軽減と、それによって住民視点でのサービスの提供というのをするというような形を行っていきますので、そういった視点で、国が進める重点的な取組に加えて、町ではデジタル技術を活用した町民の地域活動の促進と窓口業務のデジタル化、データの利活用、デジタル人材の育成と、こういったところに取り組んでい

くというようなことで進めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 福永議員から再質問いただきました。3点ございます。

まず1点目の、食料品物価高騰対策についての安定的な財政確保はできるのかということだったと思います。

今回、国の基準単価の引上げについては、先ほども言いましたように、物価高騰対策も含め大きな引上げになってきたと、近年大きな引上げになっているという状況でございます。また、それ以外にも今回、県の物価高騰対策事業についても今回上乘せいただきまして、予算計上をしているところでございます。

今後も継続するかどうかについては不透明なところもございますが、町のほうといたしましても、国や県に、今の学童保育施設の運営状況をしっかり把握しながら、県にも報告し、今後も財源の確保についてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の、学童保育施設の昼食を確保する上での調理場所等についてだったというふうに思っております。

まず、学童保育施設の昼食提供については、これまでから様々な工夫をいただきまして対応いただいている状況がございます。特にコロナ禍以降については、なかなか、弁当持参ということで対応いただいたということもございます。

今現在におきまして、学校施設での調理室等の利用については協議は行ってはいないという状況ではございますが、ただ、学童保育施設においても、近年いろいろ、この夏始まりました桜谷地域農村RMO推進協議会さんから桜谷学童保育所さくらんぼさんへの昼食提供を始めていただいたということもございます。

こうした地域資源さんとの連携も深めていきながら、今後そういった学童保育施設の運営協力を行っていききたいなというふうなことで、町も協力したいというふうに考えております。

3つ目の、人手不足による運営維持をどう捉えるかというような形の質問やっただと思えます。

何度も申し上げますが、学童保育施設のスタッフ不足は全国的にも大きな課題というふうになっておりまして、この背景には待遇の低さ、それから労働環境の苛酷さ、それから人材育成の不足など大きな根本的な問題があるかなというふうに思っております。

町内学童保育所におきましても、社会的インフラ施設として重要な役割を担っていただいているということ認識しておりますので、学童保育施設だけの問題としてではなく、地域や社会全体でこうした課題について取り組む必要があるかなとい

うふうに考えております。

持続可能な運営体制を構築できるよう、様々な関係機関から連携・協力等を頂きながら、継続的な取組が今後も町としても必要かなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま再質問を頂きました。今後、物価高騰に対する経済対策の中で給付の方法が幾つかございますので、それぞれの課題をとということでございます。

経済対策の町の取組につきましては、国から通知が、情報もこちらのほうでも仕入れております。現在いろいろな方法を検討しているところでございますけども、制度として日野町に最もふさわしいような給付方法を考えたいと、このように思っております。

それぞれの方法につきましては、いろいろな課題もありますしメリットもあるのかなと思います。そういうことを踏まえまして、よりよい方法をまた検討してまいりたいなど、このように考えております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 私は1つだけ質問させていただきます。議第81号の誰でも通園制度の整備・運営に関する基準を定める条例制定についての中で、職員の基準のところには地域限定保育士という保育士が出てきております。これは学童に関してもほかの小規模保育所、認定こども園等、全ての「保育士」と書いてある横には地域限定保育士というのが出ておりますが、これは新しい違う制度の保育士なのか、何がどう違うのか、そこを教えてください。

議長（杉浦和人君） 4番、松田洋子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま、松田議員のほうから、議第81号、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する条例の制定についての質問を頂きました。おっしゃっていただきました地域限定保育士という制度でございます。

まず、地域限定保育士というのが初めて今回言葉として出てまいりました。こちらのほうにつきましては、保育士資格制度におきまして、特定の地域内、主に都道府県を指すんですけども、そこでのみの保育士として働くことができる資格のことという制度となっております。

この制度につきましては、やっぱり保育士不足が深刻な地域で人材を確保するために設けられたものということで、通常の保育資格よりも取得のハードルが下がって、そういった特定地域、滋賀県やったら滋賀県の中でのみ保育士として働けるという制度になってございます。

正規保育士の資格を持たないという期間でございまして、主に3年間、例えば滋賀県ですと滋賀県の中で地域限定保育士として3年間勤務いただきますと普通の、普通というか正規の保育士としての資格も得られるということで、今後はほかの他府県に行っても保育士として就労できるという制度になってございます。

滋賀県におきましてはこの地域限定保育士の制度を採用しようということで、令和8年度からの運用になるかなということでこちらも聞いております。そういったことでやっぱり保育士不足の解消、それから、試験のハードルを下げて、なるべく保育士を増やす、人員不足に対応するというところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 試験を一部なくしたりということで、それで保育士が多くなることを私も願っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、私からは議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）より、教育費・学校管理費、中学校管理運営事業863万4,000円、この1項目について何点かお尋ねいたします。

これは日野中学校屋内運動場に新たに空気調和設備、エアコンですね、を設置することから、設計業務委託に必要となる経費を新規計上するほかに、光熱水費における電気代が不足することから必要となる経費の増額補正ということでございますけれども、今回の補正予算は設計業務の委託経費と光熱水費でありますけれども、実際に事業着手した場合に着工時期と工事期間、利用開始はいつ頃になるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、設置後の運用基準の明確化についてですけれども、報道でもございますように、兵庫県では体育館のエアコンに鍵がかけられており、授業や部活動で使用できないという運用上の問題が報道されております。

そこで伺いますけれども、日野町では中学校体育館にエアコンを設置する際に使用基準、気温であるとかWBG T指数（暑さ指数）、行事の種別などをどのように設計するお考えか、お尋ねします。

それと、現場の教員が即断で使用できる権限を持つのか、それとも兵庫県のように管理職の許可が必要か、具体的な運用方針を現時点でどのように想定していらっしゃるか伺います。

それから、ランニングコストの負担と教育環境の両立についてですけれども、日野町として年間の、電気代になるのかガス代になるのかちょっと分かりませんが、ランニングコストをどの程度と今のところ試算していらっしゃるか。

それから、このランニングコストを抑えるために使用制限を設ける可能性という

のがあるのかどうか、授業や部活動で十分使えるように予算措置は検討されているのか伺います。

それから、安全管理と維持管理責任についてですけれども、故障や不具合が発生した場合に、どの部署が一次対応し、どの予算で修繕するのか。また、操作盤の鍵の管理はどの職が担う想定になっていらっしゃるのか。現場が使いたいときに迅速に使える仕組みをどう担保するのか伺います。

それから、避難所としての機能も中学校の体育館はございますので、その防災機能の強化についてですけれども、エアコン設置後に避難所の快適性向上にどのような効果を見込んでいらっしゃるのか、また、平時の運用と災害時の運用をどのように整理していらっしゃるのか伺います。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長。

教育次長（正木博之君） 議第88号、日野町一般会計補正予算（第5号）の教育費・学校管理費、中学校管理運営事業の中学校屋内運動場の空気調和設備の設計につきましてご質問を頂戴しました。

まず1点目の今回の補正についてですが、設計委託と光熱水費につきましては現行のランニングの電気代の分でございますので、今回の設計とは関係ございません。

それから、工事につきましては、設計がこの議会でお認めいただきますと、年度内に設計を上げて、並行して新年度の予算の中でできれば計上させていただいて、ご承認を頂戴したいなというふうに工事のほうを考えております。

それで、6月議会で工事につきましてご承認いただいた後に、7月、8月、9月の約3か月をかけて、夏休みの休業期間を利用しながら体育館の空調の工事をさせていただきたいなというふうに計画しております。ということになりますと、エアコンというか冷房の使用については、今度の夏はなかなか十分に使うというところまではまだいかないというふうな計画になります。

それから、使用制限についてでございます。一定の使用の基準は、今の教室のエアコンもそうなのですが、決めさせていただく必要があるかなと思います。ただ、文部科学省のほうで学校環境衛生基準におきましては、空気中の温度が17度から28度というのが一定のルールでございますので、そこを基準に学校現場の先生方と協議しながら、一番大事なのは子どもたちが学校生活において健康上害がないというところがポイントかなと思いますので、そのようなルールの中で一定の基準を決めさせていただければなというふうに思います。

ですので、次のご質問の管理職の許可が絶対要るのかということにつきましても、そこは臨機応変に子どもたちの様子、今の子どもたちが活動する、授業する中での環境を基準に使用いただけるような設定をしていきたいなというふうに考えてお

ります。

それからランニングコストでございます。年間の電気代、これ実は今回、今、中学校の建物の教室のほうは全部、空調はガスでしておりますので、体育館も今度はLPガスのほうで考えております。LPガスにしますと災害時にも大変強うございますので、LPガスで計画をする予定でおります。

そうやってきたときに、先進地を視察させていただきますと、1時間に5,000円かかるというような情報もあるんですが、一般的に全国の体育館の規模とか、例えば断熱効果を施した施設でありますとか、いうところもいろいろある中ですけども、100万円ぐらいというような情報もあるので、ちょっとどれぐらい日野中学校の場合、気候の状況も含めて、かかるのかというのがちょっとまだ今難しいところですが、そういうデータを持っております。

運用制限につきましては、先ほど申しましたように、子どもたちのその学習環境、学校生活環境というのが第一になると思いますので、そこに制限をかけるということは控えたいなというふうに考えております。そこを重視していきたいなと思います。

それから、故障、不具合が生じたときにつきましては、今回も教育費のほうで予算を計上させていただいておりますので、教育費のほうで修理のほうをしていくことになるかなというふうに考えております。今回、起債につきましては緊防債を活用させていただくということで考えておりますので、本工事のほうも緊防債の活用を考えております。ただ、運用につきましては、教育費のほうで施設の管理等をしていく必要があるかなというふうに思います。

あと操作盤の管理なんですが、当然どういような、簡単に押せてしまうというところがよいのか悪いのかということがありますので、いろんな事例を聞いてみますと、例えばカードを挿入すると使えるようにしているとか、それから、今回、学校開放も使用されますので、消し忘れということがやっぱり想定されます。人間のことで、誰しもそういうことがあると。そうすると一晩じゅうエアコンが回っていたということも想定されますので、例えば、学校開放の団体の方にはそういうカードを購入していただくとか、コイン式のところもあると聞いていますので、そういう工夫ができるようにこれから検討してまいりたいなと思います。

あと4点目の、避難所としての防災の機能につきましては、地域防災室長のほうから回答させていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいまの議第88号、一般会計補正予算（第5号）の、最後の避難所としての防災機能の強化についてでございます。

まず、エアコン設置後の避難所の快適性向上の効果ということですが、不幸にし

て災害に遭われた方が避難を余儀なくされ、体育館等に避難される場合、やはり暑さ寒さが厳しいときに空調設備があるという安心感がひとつ得られることが、この効果があるのかなという点と考えております。

また、何よりも健康管理や体調管理、避難所生活が長期の場合、何よりも命を守るということに非常に効果が高いと考えております。

次の、平時の運用と災害時の運用についてでございます。

平時に関しましては、学校関連事業やいろんな各種団体が運動とかに使われる。やはり先ほど教育次長も申し上げましたが、一定ルール、何度以上とか何時間とか、消し忘れの防止もあるかと思いますが、一定ルールを決めることとコスト削減等も検討することが重要なこと。

災害時につきましては、やはりガスの供給を絶たないように継続性が何よりも重要視されると思っておりますので、その継続性の確保というのが運用では重要なことと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、何点か再質問しますけれども、今、岡本参事のほうからお話いただいた部分なんですけれども、大体、運用面では分かりましたけれども、例えば、ふだん運動施設として使っていらっしゃる、あるいは町内のどこかの団体さんが使っていらっしゃるときというのはエアコンの管理は教育委員会になると思うんですけれども、避難所として使っているときというのは、そのときも教育委員会がこれ責任持つんでしょうか。

この辺ちょっともう1回、運用面のところで伺いたいなというふうに思いますのと、それから、兵庫県のように操作盤に鍵をかけられて使えないとか、イベントのときだけしか稼働しないという事例が、全国的なこれ教訓になるべき問題だと私は思っているんです。

日野町として同様の事例が起きないように、現場が適切な判断で使える運用というものを設計段階から、今現在ここに上がっている設計というのは、この予算書では物理的な設計だと思いますけれども、実際、稼働するまでにこういう制度上の設計というものを今からもう考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

それから、臨機応変にという言葉がさっき教育次長のほうからもございましたけれども、いろんな意味で臨機応変になる場所もありますけれども、使用基準というのは、先ほどの17度から28度というのがありますけれども、明確に何度以上とかWBGT指数が幾つ以上とかいう基準を定めなければ、教員の方もちょっと迷われるんじゃないかなと。この辺やっぱり迷わず判断できるように、数字的な基準設定というのをやっぱりしておくべきではないかなと思いますけど、この辺いかがお考

えか伺います。

それと、先ほどガスであるということ伺いましたけど、ガス代を理由に使用が制限されることがないように、町としてやっぱり財政措置しておく必要があると思うんです。教員から「ガス代がないから使うな」と言われるような状況はやっぱり避けないといけないというふうに思っております。

ガス代を余裕を持って確保して、教育委員会や学校現場に十分な裁量を与えるべきではないかと思えますけれども、これについては予算措置のほうですのでこっちかもしれませんけど、お伺いしたいと思います。

それと、避難所としての快適性向上というのを先ほど岡本参事のほうからも伺いましたけれども、これを町の防災計画に反映するというお考えはないかどうか。町民の命を守る避難所改善にもつながりますし、エアコン導入を防災計画の改定にも位置づける考えというのはないかどうか、この辺も伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 再質問を頂戴いたしました。

まず1点目の、設計段階から現場が適切な判断で使える運用をとということで、もうまさにおっしゃるとおりかと思えます。第一に大切なのは子どもたちが学ぶ環境、部活動をする環境をしっかりと保障していくということが前提ですので、その上で設計段階から適切な判断という、そこはポイントかと思えます。そのような基本を持って設計をしてみたいと思います。

それから2点目でございます。使用基準の数値化の話でございます。こちらにつきましては各校に、今回は中学校ですけども、熱中症指数計がございますので、これがやっぱり気温だけだとそのときの湿度とかいろんな環境も影響しますので、熱中症指数計でどれ以上というような中でルール設定をしていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、再質問を2点ほど頂戴いたしました。

災害発生時におきましてはやはり災害対策本部が立ち上がりますので、現場の指揮と本部長の指示により、最終、現場に着く地区班等が判断していくことを想定しておるところでございます。

次の地域防災計画への反映についてでございますが、現在、地域防災計画におきましては、指定避難所では生活に必要な資機材の配備を進め、良好な生活環境の確保に努めるという文言が記載されております。今後毎年、防災計画の見直しもございますので、一定そのときに各町内の避難所エアコン導入状況等も鑑みながら検討していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） もう質疑はいたしませんけれども、やっぱり使うためにつけていただきますので、使える運用をするというのが最大の目的ですので、ぜひそれに沿った形になるように願っておりますのと、教育環境の改善と防災機能の向上の両面で、町としてこれからも積極的な運用方針を示していただきたいなというふうにぜひ思っております。

自衛隊が入ってくるような大きな災害が起こった場合には、テレビなんかでも報道されていますけど、自衛隊がゴーッというやつ、暖房にしても冷房にしてもああいうのを持ち込んでくれたりしますけれども、そういうような大きな災害じゃない限りは、やはり避難所として冷暖房というのはしっかり見ていかなければ、避難者が二次災害に遭う可能性がありますので、その辺もよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、最後になってまいりましたので、前に議員が質問されたところから、答弁のほうからもう少し聞きたいと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

まず、議第78号の日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定について、グリム冒険の森の指定ですけれども、ほかの林業センターですとか勤労福祉会館ですとかを見ていますと、指定管理料がやっぱり物価高騰分なんかを鑑みて決められたのかなというふうに思っております。かなり、大きさの上下はありますけれども、増額がされております。

また、わたむきホール虹につきましても増額がされておまして、利用料とかも今度4月からまた上げられますけれども、指定管理料も上がっているという状況だと思うんですが、グリム冒険の森につきましても前回と同じ指定管理料をずっとされているんですけれども、もちろん4月1日から使用料などで改定されるわけですが、そのとき、上げられるときにも、大変、状況として、管理していく状況が厳しいということで使用料を上げていくというような説明もあったかなと思っております。

その中で、なぜ指定管理料はそのままに据え置かれて、使用料で賄っていった下さいというようなことでこのままにされているのか、ちょっとその理由が私は理解できないので、その点を教えていただきたいというふうに思います。

もう1点ですけれども、議第88号 一般会計補正予算（第5号）について加藤議員が先ほど聞かれたのであれなんですけれども、介護施設の整備ということで、防災・減災対策としてこの運用をされるということなんです。高齢者施設、介護施設なんかは福祉避難所になっている場合もあって、今回この事業に補助を受けられる施設も指定されている施設が1つあると思うんですけれども、介護施設というの

はそういう福祉避難所になっているところもたくさんあると思うんですが、こういう事業が今回これ進むことによって、町の介護施設の防災・減災対策というのが、そういうなんは本当にこれで完璧にできるというふうにお考えなのか、そういう状況をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、中西議員のほうから、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定につきまして、指定管理料が前回と同額であることの理由をお尋ねいただいて、なおかつ、9月議会でお認めいただきました使用料と指定管理の関係についてどうなんだということをお尋ねいただいたのかなというふうに思っております。

まず、使用料につきましては、先の議会でお認めいただきまして、4月からその金額でいくわけなんですけれども、一応、条例の中に、利用料金につきましては施設の使用料の額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができるというふうになっておりますので、同額もしくは、あるいは誘客の部分で少し割安感を出されるとか、いろんな工夫は指定管理者のほうに一部を委ねているといいますか、そちらのほうに持っていていただいている部分がございますので、その範囲内でされるものというふうに考えております。

その上で、今回の指定管理料を選定するにあたっては、施設を運営いただく際の収入ということで、収入の部分でいいますと、いわゆる施設の利用料、そしてまた指定管理料、それ以外の利用料収入とかいうものがございます。施設の利用料につきましては過去3か年平均の金額を見て、また、その他収入としてはキャンプ用品ですとかレンタル用品の売上げの部分を加味させていただいて、収入としてそこは積算いたしました。

そこへ指定管理料をいかに見込むかということなんですけれども、支出の部分で大きく占めるのがやはり人件費でございます。人件費の部分と、それからそれ以外の物件費ということで、修繕等にかかる費用とかをどのように考えるかという中で、人件費の部分で少し夜間体制の見直しをされることによって抑制を図る部分と人件費の自然増の部分の相殺をされる、そして、その上で修繕の費用がかさんでくる部分を見ますと、偶然といいますか、今回のお願いする金額でプラスマイナスゼロが実現できたというようなことでございますので、そのような形で指定管理者の方にはこの金額でお願いするという事になったものでございます。

なお、使用料の収入として条例改正をいただいて、上がってくる分については今回のものについては見込んでおりませんので、その部分でいうと、プラスの利用料収入が入るといふふうに見込まれる一方、料金が上がることによって利用者の減少

なり利用控えがあつてはいけませんので、その辺りで、そのまま利用料が上がって
くるといことになるかどうかは微妙かなと。

なおかつ、今の情勢を考えますと、いろんな人件費や物件費の上昇も今後またさら
らに見込まれますので、その辺りについては利用料収入とそういった人件費・物件
費の増の部分で相殺されるのではないかなというふうに見込んでおることから、今
回この金額でさせていただくということになったものでございます。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田基吉君） 議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）
から、公的介護施設整備事業について頂きました。福祉施設として停電対策はどう
かということでございます。

今回助成いただく2事業者のうち1事業者が福祉避難所になっておりまして、さ
れるというところですが、ほかの福祉避難所にされている施設については大規模施
設で県事業の対象でございまして、停電対策をどうされているかはちょっと承知し
ておりませんので、また確認させていきたいと思ひます。申し訳ありません。

議長（杉浦和人君） ここで総務主監から発言を求められておりますので、これを許
可いたします。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 先ほど後藤議員の質疑の中で、議第88号の補正予算の中で、
体育館のエアコンにつきまして、ガス代の予算が抑えられて使用に制限がかかるこ
とがないように予算をしっかりつけていただきたい、このことについてどう考えて
いるかと、こういうふうなご質問を頂きました。

この件につきましては、体育館に限らず燃料費につきましては各施設でしっかり
適正に的確に見積もっていただきまして予算要求をしていただいておりますので、
財政当局側としても必要などころにつきましては必要な予算を講じていきたいな
と、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、
ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第75号、日野町固定資産評価委員会委員の選任
については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひま
すが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第75号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 議第76号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか16件）については委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、付託案件の朗読を省略し、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第4 決議案第1号、国会議員の定数削減に反対する要望書決議についてを議題とします。

決議案の内容は、お手元へ配付いたしております。提案者より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

決議案第1号、国会議員の定数削減に反対する要望書決議について。

日野町議会会議規則、昭和42年日野町議会規則第1号第14条第2項の規定により、次のとおり提出させていただきます。

国会議員の定数削減に反対する要望書。

国会議員は国民の代表として、多様な民意を国政に反映させるという本来の役割を担っています。

しかしながら、12月5日、衆議院議員の定数を現行の465議席から1割を目標として削減する法案が国会に提出されました。私たちは、この動きに強い懸念を抱いています。国会は「国権の最高機関」であり、国会議員は「主権者たる国民の代表」として日本国憲法に基づき選出されています。

衆議院議員定数削減は一見すると「政治の効率化」や「経費削減」のように聞こ

えるものの、実際には国民の声を国政に確実に届ける機能を弱める結果となりかねません。特に、人口減少が進む地域では、議員一人ひとりが背負う地域課題がより重くなる一方、定数削減は小規模地域の声が国政に届きにくくなる恐れがあります。これは代表制民主主義の根幹を揺るがす問題であり、民意の反映の偏りを生じさせかねません。

現行の衆議院議員定数465は、1925年の普通選挙以来、最も少ない水準であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国と比較しても決して多いわけではありません。国際的な観点から見ても、定数削減が必要であるという根拠は乏しいのが実情です。また、政治に対する信頼性を高めるために重要なのは、むしろ政策形成力の強化、情報公開の徹底、政治資金の透明性向上などであり、議員定数を減らすことでは決してありません。

地方自治体として国民の声が確実に国政へ届く制度の維持を求める立場から、下記の事項を要望いたします。

記。

一、国会議員の定数削減については、短絡的・一面的な議論に基づくことなく、国民の代表制と民主主義の原則を踏まえ、慎重に検討されたい。

一、地域の声が偏ることなく国政に届く体制を維持・強化されたい。特に人口減少地域の民意が後退することのない制度運用を求めたい。

一、議員定数の削減ではなく、政治の透明性向上、政策形成過程の公開性向上、政治資金規制の強化など、民主主義の質を高める改革を推進されたい。

令和7年12月11日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣長宛て。

以上が要望書決議案でございます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、国会議員の定数削減に反対する要望書決議について、原案のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、国会議員の定数削減に反対する要望書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本要望書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

— 休憩 13時08分—

— 再開 14時28分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第5 一般質問を行います。

お手元に配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それでは、皆さん、午前中はお疲れさまでした。午後からも頑張っていきたいなと思います。

今日の朝確認したところ、日野町の小学校では45クラス中11クラスが学級閉鎖、日野中学校では1年生が全部学年閉鎖というような形で、猛威を振るっているなということが分かります。私たちの仲間である議員も今、病で床に伏せていると思うんですが、それらの方とひのっこに、新しい放送システムを通じて元気になってもらうように一般質問をしていきたいなと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、9月に西澤議員と山本議員が日野菜に関しての一般質問をしてくれました。その中で、私なりに新たに生まれた疑問や、日野町の日野菜の在り方というのが今後このままでいいのかということをお皆さんと問題意識を共有しながら、さらなる未来につなげていくために質問をさせていただきたいと思います。

日野菜に関しては、私、2015年にここに移住してきてから、最初に日野菜を見たのがその年のゴールデンウィーク、初めて日野町に見学に来たときでした。そのときに初めて日野菜を見た上で、日野菜のピクルスと日野菜のいわゆる甘酢漬けというのを食べさせていただいて、感動したことを覚えています。

そして、その年の秋には生産農家のご夫婦、今ももちろん作っていらっしゃるご夫婦の畑を借りて練習をさせていただいて、その翌年には約6アールの畑を預かって、今もまだその圃場を世話させていただいているということが今までの歴史ではあります。

本当に、行儀のいいことばかりしてきたわけではないんですが、10年間作り続けてきたということが、私の中でも1つこの日野菜の生産に関して思うことと、この

今回の質問につながったということがあるので、思い返しながらかと大切な日野菜について質問していきたいなと思っています。

また、今回の質問を通して、日野菜の生産振興に対しての質問なんですが、前の決算のときからずっと思っているんですけど、堀江町政の仕事に対する取り組み方や職員さんの働き方改革にもつながるように質問していきたいと思います。

では、最初に1問目、今回は一問一答方式なので、幾つか質問をさせていただきながら、皆さんと共有していきたいと思っています。

まず、大前提としてなんですが、私、今回の質問もそうですけど、日野町には、午前中も度々登場はしているんですけど、第6次日野町総合計画というのがあります。まず、日野菜について論じる前に、総合計画についての確認をさせていただきたいと思っています。日野町にとって第6次日野町総合計画はどのような存在で、どのように取り扱うべきものなのかを改めて町長に伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 3番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、谷口議員より日野菜の生産振興についてご質問を頂きました。

第6次日野町総合計画については、日野町の未来のまちづくりを進める上で最上位に位置づけられる非常に重要な計画であり、10年先を見据えた町全体の方向性を示しております。学識経験者、各種団体代表者などの住民の皆様参加を得て検討された後、議会での議決をもって決定されたものとなっております。

この計画は具体的方策を示す指針でもあることから、各分野における個別計画と整合性を保ちながら、施策の必要性や優先順位を検討する際に共通基盤として活用しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、町長から、総合計画に関しては最上位に位置づけられるということと、個別計画と整合性を保ちながら施策の必要性や優先順位を検討する際に共通の基盤として活用していますとありました。

改めてもう1問、確認させていただきたいんですが、ここの表紙にある「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」というものを日野町は目指していると。そのために5つの政策の柱があって、それらの成果、特に各項目、34項目においては目指す姿があるんですけど、目指す姿を達成することにより、「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を目指すということとで理解してもよろしかったでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） そのとおりでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それでは、今は総合計画のあるべき姿、日野町にとっての日野町の総合計画の在り方というのを確認させていただきました。

それでは、各論には移らせていただくんですが、9番の農業について。農業には目指す姿に、「多様な農業経営体を育成し特産農産物をはじめとする地域農業の安定と、身近に「農」のある暮らしができるまち」とありました。この特産農産物には日野菜も含まれるんでしょうか、改めて教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ご質問いただきました総合計画の分野9、農業の目指す姿にある「特産農産物」に日野菜は当然のことながら含まれると認識しております。

基本施策2の農業生産・特産品の振興において、原産日野菜の継続した生産体制の確立も計画が目指す地域農業の安定につながると考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） では、特産農産物に日野菜が入ることは今確認させていただきましたが、では、目指す姿に日野菜を当てはめた場合、日野菜全体の振興に関してはどのようなものを2030年の段階でイメージした形なのかを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 日野菜生産におけるあるべき姿につきましては、多様な担い手が確保され、生産から加工、販売までが安定して行われる状態があるべき姿と考えております。具体的には、生産者の作業負担が軽減され、品質の高い日野菜が適正な価格で取引されることで、所得の向上が図られることを目指しているものでございます。

また、地域全体で日野菜を守り育てる機運が高まり、町民の皆様が誇りを持てる特産品として次の世代に継承されていくことが理想であると考えているところでございまして、指標といたしましては、総合計画の中では日野菜の出荷量を掲げておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 日野菜に関して振興するつもりであるということはすごい分かってきました。理解させていただきました。

ここで確認をもう1つさせていただきたいんですが、今、答弁にあったように、指標、総合計画だと59ページの指標のところ、「めざす姿の実現に向けた取組状況を把握するための数値」というような形で書いてあって、日野菜の出荷量が基準値として数字で表れられています。

令和7年度に関しては56トンという数字が入っているんですが、前回9月の山本

議員の一般質問のときに面積要件の話が出ていて、その答弁の中で、「10ヘクタールは目標ではあるが、80パーセントの8ヘクタールを当面の間は目指していきたい」というような答弁を吉村課長はそのときされてきました。

総合計画ではトンというような形、令和12年度には70トン、令和7年度には56トンというようなことで目標があったんですが、これ答弁だけを聞いている人間からすると、どこに基準があるのかなと思うんですけど、ここの整合性というのはどのように説明するのか、ちょっと説明していただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 指標におけます70トンというのにつきましては、そのことを達成することで、あるいは達成するために目標とする生産面積がおおよそ10ヘクタール、あるいは8ヘクタールから10ヘクタールあればその数値に届くのではないかなというように形で考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） さらにちょっと確認させていただきたいんですが、10ヘクタールという数字に関しては、私これ平成の29年ぐらいからちょっと見た記憶がありまして、いわゆる産地パワーアップ補助金の交付の要件に10ヘクタールがあって、それが達成しないまでもおおむね80パーセント達成しているのであれば要件を満たすということでの8ヘクタールではなかったのかなと思ったんですけど、その理解は誤りでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 議員の理解で合ってございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） とはいえ、つまり、そういった要件はありますが、総合計画、日野町の目指す姿としてはトンを採用して、令和12年度には70トンを目指すということでもよろしかったでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） そのように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） では、日野町の目指す姿のための指標としては、令和12年度に70トン、その中間地点である令和7年度には56トンということは確認させていただきました。

もう1つ用語として分からなかったところ、日野菜の出荷量に関してなんですが、令和7年度56トンの出荷量の把握すべき数量というのは、私自身はほとんどがJAの加工場、鎌掛地先にあるJAさんの加工場には出しているんですが、それを把握することがイコール出荷量というような捉え方でよかったですでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいまのご質問でございますが、町内で生産されます日野菜につきましては、生産者や用途別に出荷先や荷姿が異なるために、出荷量を定量的に把握するものはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

そのため、現状といたしましては、JAの農産物加工施設へ出荷される、その出荷量で全体量をはかるというような考え方が適切ではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） ということは、この日野菜の出荷量というのは、JAの加工場に対する出荷量が計算する上で基になるということを今確認させていただきました。であるのであれば、今回、非常に大事な年度だと思えます、中間地点で。この間、2021年から2025年までにどのようなことを施策として行ってきて、56トンでJAの加工場に出荷するためにしてきたのかを教えてください。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 目標達成のために5年間取り組んできました施策といたしましては、日野菜生産部会や深山口原種組合の活動の支援のほか、国のGI認証を生かしたブランド力の向上、JAの日野農産物加工施設の生産性向上のための機械導入支援等を行ってきました。

また、さらに、令和6年度からは日野菜振興コーディネーターの雇用に加えまして、令和7年度からJAの日野農産物加工施設へ日野菜を出荷された方に対してJAの買取り額と同額を町から助成しており、生産現場への働きかけを行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の答弁に対してまた新たに疑問があったので、そのところの確認をさせていただきたいんですが、順番に1つずついきたいなと思えます。

JAの日野菜農産物加工施設の生産性向上のための機械導入支援ということがあったんですけど、産地パワーアップ補助金の話からいったときに、JAに対して新たな設備投資の支援ということは非常にしにくくなっているというようなことを過去に聞いたことがありました。これを日野町として、法的な、法的というか日野町としての整合性というのはどこにあるのか教えてください。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 設備につきましては日野農産物加工施設自体が産地パワーアップ事業により整備されたものであることから、まずはJAさん本体でしっかりと整えていただく必要があるかなと考えております。その上で日野菜漬の加工工程における省力化や効率化に資する部分につきましては、機械の導入による支援とし

てJAへの支援を実施してきたところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） つまり、役場が税金を使ってJAの工場の設備投資に対して補助をするというのは、今のところ問題があるとは考えていないというようなことで理解させていただきました。

これに関してはまた後で取り扱わせていただこうかと思うんですが、大本の問題である生産者の支援というのは、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。何をどういうふうやってきたのかを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 直接生産者への働きかけという部分につきましては、いわゆる補助金のほうになりますけれども、畑地で畑作、日野菜生産振興対策補助金として、畑作でしていただく部分を田んぼで作付いただくものについて、同額の補助を生産部会としてさせていただいたことが挙げられるかなというふうに思っております。

また、日野菜農家の生産者の方には生産対策振興補助金というような形で機械の導入補助等もさせていただいてきたということでございまして、今年度については、生産者さん自らの意欲が高まるように買取り額と同額の支援をさせていただいているというようなところが代表的なものでないかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 私、最初の質問で、この5年間、2021年から2025年までにしてきた施策、そして、今の質問は生産者に対してどのようなことをされてきましたかと伺ったんですけど、畑作支援に関しても機械の導入の支援に関しても、それよりも前からあったものが形が変わらずあっただけじゃないのかなと。

新しく聞いたものと言えば本年度から始まった抜本的緊急対策支援事業補助金630万円が新しかったんじゃないのかなとは思いますが、総合計画ができましたと、総合計画ができて総合計画の中間目標を達成するために新たに設けたものというのは、今年度よりも前に新しくつくったものというのはなかったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 今ご質問いただきまして、確かに以前からあった補助金であるかなというふうには考えております。しかしながら、継続ということが大切でございまして、補助金というのは一定目的がございまして、役割を終えれば消えていくものというふうには考える中であっては、引き続きその補助金を活用して生産振興をするというのは、まだその補助金としての役割があるということで、当然なことかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の答弁の構成が、よくリフォーム補助金の話が出たときに同じような立てつけの説明をされるなど思っているんですけど、では、それだけの施策を講じた中での今年度の作付面積と出荷量に関して私のほうで調べさせていただいたところ、作付面積が約6.9ヘクタールです。そして、出荷量の見込みは11月末までで22トン。今、畑の中に埋まっている分まで入れても24トンぐらいですと。

先ほど聞いた目標値、令和7年度56トンに対して24トン、それまでに施策をどういうふうにしましたかと。施策というのは効果があつての施策だと思うんですが、それに関しての反省というか意見、目標を大きく割ってしまったことに対しての農林課としてのご意見、日野町役場としてのご意見を伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 現在私どもでも確認しております数字につきましては、作付面積は約6.9ヘクタール、出荷量につきましても、この後もう少し変わってくると思いますが、約24トンあまりというふうになってくるのかなというふうに考えております。総合計画を策定した時点で令和7年については56トンということで、この数字を見ますと、やはり下回っているということについては事実として受け止めなければならないかなというふうに考えているところでございます。

達成できなかった要因等はいろいろあるのかなと思いますけれども、1つには、最近の異常気象によりまして高温障害あるいは害虫の障害等も考えられるのかなと思います。そこへ加えまして、担い手が高齢化してきていて、総合計画にも書いておりますが、後継者の問題も浮上してきているというようなことが重なり合う中で、そういったことの歯止めにこの施策だけでは十分なかなか応え切れていない部分もあったのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、大きく原因を分析していただいて、1つが異常気象というように答えていただきました。これ実は、9月、山本議員が一般質問でいったときにもお答えいただいて、じゃ、どういふふうに対策しているかという、夏場、早い時期に出してもらった早まきの分の買取り金額をJAさんが上げることによって数量を増やしてもらおうというふうな話をされておりました。

それ私、今回の一般質問のきっかけの1つではあつたんですけど、すごい疑問がありまして、ちょっと細かい話になりますけど、私、その10年間ある程度データを取って日野菜を栽培しています。作付の計画を立てるときには、前年度の8月、9月、11月、12月、1月の気温の推移を気象庁が出しているデータから取って、そして播種前には3か月予報、そして2週間予報を見ながら計画を立てています。

恐らくほかの生産者さんも結構それをされていると思います。今年8月や9月の頭、大分前にまいた人でも、高温でいわゆるとろけてしまった、枯れてしまった、

芽が出た、発芽したけど育たなかったという話を聞くこともあるので、そういったことは分かっているんですが、つまり補助金を上げたからといって気温が下がるわけではないと。

過去には私、ずっとスプリンクラーを回しながら、播種してから、気温を下げることもやったりとかもしましたし、なるべく寒冷紗をかけてやってみたらどうかというのもありました。それでも、やっぱりこの異常気象に関しては対応できなかったというのがあります。

そして、ここに書いてあることの課題に関しては5年前、5年前とかいうか2021年になることであって、今年気づくべきことではないんじゃないのかなと。そのところはもう分析した上できちっとすべきことだったんじゃないのかなと思っています。

そういうふうに分かると、ちょっと研究不足、対応不足だったことというのは否めないのではないのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 当時、策定に関わっていただいた方がどのような視点をお持ちだったかについては、私は今こちらのところで申し上げることではないのかなと思いますが、この内容を見る限りについては、そこまでの予測はなかなか難しい部分もあったのではないかなというふうにも考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 私、今、質問したのは、策定したときにそのようなことがあったのではなくて、高温障害で育成不良になるということは、毎年毎年、生産者からの話を聞いているのであれば分かったことじゃないのかなと思っています。

つまり、買取り金額を上げる以外に、原種であることを大事にしながら、米でいうと早生の品種を作るとかおくての品種を作るとかなかての品種を作るとかいうような形での対応や、気温が高いところで作れるような遺伝子を残していくべきだったんじゃないのかなと思っていますし、これに関しては、きちっと生産者や種取りの農家さんと話し合いながらしていれば、今年この5年目、24トンという数字が出る前に何とかなつたんじゃないのかなと思っています。

これに関してはあんまり深く話をしても、今ここでどうにかなるような話ではないので止めさせてはいただくんですが、次、高齢化の話、要は生産者が少ないことが原因であるということ、大きく2点の説明の中でしていただきました。生産者を増やすために障壁となっている、要は世の中自体が今、少子高齢化にはなっていますが、生産者を増やすために改めてしたことというのは補助金以外に何かあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） まず地元、鎌掛等におきまして圃場のあっせん等についてもご協力を頂いているところでございます。加えまして、JAと役場や県が一体的になりまして生産者の確保ということで動くわけなんです、その1つといたしましては、春に日野菜の種子を配布いたしまして、そしてその後、生産者向けの、播種向けの研修会を開催して、新規の作付者の確保に尽力してきたというようなことが挙げられると思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今答えていただいたのも、2021年よりも前からやっていることを従前のおりにやっているだけではないのかなと思ってしまいます。

それでは、ちょっと角度を変えて質問させていただきます。日野菜の振興コーディネーターさんが令和6年度、今年、ですから2年度目ですよ、採用しているということだったんですが、どういう方がどういう仕事をしているか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 日野菜の振興コーディネーターにつきましては、地域農業指導員といたしまして、農業改良普及員の資格を有しまして、約40年にわたる地域農業の指導経験の下、町の日野菜振興施策の中心的役割を担っていただきまして、生産指導や販路拡大、広報の発信、人材育成を通して関係者とともに日野菜の振興と持続的な産地づくりの推進に取り組んでいただいております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） これ、堀江町政の中でも日野菜に関してすごい力を入れて、要は1人工割いてくれているということで、私すごい今でも期待していることですし、今の日野菜コーディネーターさんに関しては、約に20年以上前になるか、日野菜プロジェクトのとき、要は日野菜のドレッシングを作ったときから携わっていただいている方で、毎日毎日遠くから通っていただいて指導していただいていると。

私、個人的な話をすると、この前でも朝回ってくれて、虫が出ているということでメールで教えていただいて、すぐ防除ができた、それで被害を最小限に食い止められたということでよかったかなと思っています。すごい人と人との関係というのは大事だなと思っています。

実際、JAさんでもやはり日野菜の担当者さんは、昔は1人その担当者さんがいたのが、歴史の変遷の中で、1人じゃなくていろんな仕事をしている人が日野菜も担当するというようなことにはなってきているので、その中で人を1人増やしてもらったというのは非常にいいと思います。

今後その方に期待するものとして、もう一度、再度伺いたいんですけど、どういうふうな立ち回りというのを期待しているのかを再度伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 日野菜振興コーディネーターの役割につきましては先ほど述べたとおりなのですが、まずはやはり人と人とのパイプ役、そしてまたコーディネートする役割もしていただきたいですし、コミュニケーションを大切にさせていただいて、日野菜のよさや、そしてまた生産者の方と苦楽を共にするような立場であっていただきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の質問、今回の質問に関しては日野菜の生産振興についての質問をさせていただいております、大事な販売やブランド化に関しては一旦置いとかせていただきますし、ブランド化に関しては町長をはじめ、JAさんもそうですし、町の皆さんが頑張ってくれているかなと思って評価しています。

焼酎を作ったりタルタルを作ったり、今度、12月14日日曜日、わたむきホール虹である伝統野菜サミット、また、日野町が会場になるということはすごいブランド化や日野菜のことを皆さんが意識する上で大事なことかなと思ってますし、日野菜コーディネーターの方も遠方の展示会や東京まで行って日野菜のPRをさせていただいているということは、SNSを通して分かることです。

ただ、先ほど課長がおっしゃっていた人と人との関係であるとかコミュニケーションに関してはもっとすべきではないのかなと思ってます。先ほどおっしゃっていた目標の数量を達成するための面積要件、8ヘクタールから10ヘクタールというような形でしたが、多分この、生産者は皆さん持っていると思うんですけど、「近江日野産日野菜栽培マニュアル」というものが昨年、生産者に配付されました。中身を見たんですけど、非常によくできた内容です。普及課の方から生産現場の方の声をきちっと拾っているから作られたものだという事は、全ページを見る上で一番分かるものだなと思いましたし、素人の方がこれを見て、このとおりに作って作れるかというのはやっぱり難しいものだと思うんですけど、すばらしいなと思いました。

その中に収量目標というのがあります。10アール当たり0.75から1トンというようなことで、つまり10アールで下限でいくと0.75トンなので、10ヘクタールやることによって75トン取れるということだったんですけど、先ほどの6.9ヘクタールに対して24トン、ちょっと丸めるために、その面積で出すと反当たり、10アール当たり357キロしか取れていないのがアベレージになっています。

これというのは何が足りないと思いますか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 直接的な原因については研究の途中かなというふうに思っておりますけれども、やはり気温や害虫や、そしてまた作り手の方による技術の部

分での影響が大きいのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） はい、そうです。日野菜は非常に難しい実は野菜でして、結構、私もその10年の中で最初の3年間はきれいに取れました。それはどうしてかという
と、6アールですけど、圃場の面積をちゃんと測ると4アールぐらいだったんです。
4アールを1人で世話するとなるとかなり手を入れることができるので、それぐら
いは取れました。

10アール当たり1トンになるような状態で取れましたが、地域おこし協力隊の時
代が終わって2019年の春からか、よし、このままいったら、1町やったらもっとも
うかるやろう、2町やったらもっともうかるやろうと思って、朝から晩まで日野菜
の世話をして、収穫時に関しては夜の9時から朝の4時までひげ根を取っていた時
代があったんですが、やっぱりそのときには圃場に対して手を入れる回数というの
は減ってしまいました。なので、収量としてはアベレージでいくと350キロぐらい
だったと思います。ちょうどその数字と同じぐらいですよ、今。

つまり、むやみやたらに面積を増やしたり、作ったことのない人が田んぼでやっ
たらいいと思ってやったからといって、すぐには数字がいくことはないと思います。
そして、ベテランであっても、面積を広げたからといってちゃんとできるわけでは
ないということも、恐らく今作られている多くの生産者が感じられていることだと
は思います。

その中で、やはり先ほどの日野菜振興コーディネーターの方は、きちっと生産指
導というのをやらなければならないと思っています、私は。どことは言わないんで
すが、先ほどの気温の話からすると、発芽適温に関しては15度から20度ぐらい、そ
れ以外でももちろん発芽はするんですけど、生育気温に関しても15度から20度ぐら
いです。

つまり、15度を下回ると完全に成長が止まってしまう、最高気温が15度ぐらいた
ったら。今、今年でいうと、10月14日以降にまいたものに関しては本当に取れるか
どうかというのが怪しいような状況の中で、日野町内で10月14日以降に種をまいて
いる畑が何反かありました。何反というか何十アールか見受けられました。

それに関して以前、農林課でお話しさせていただいたときに、指導はしていると。
指導はしているけど、その人の、農家さんの状況とかいろんな状況があるので播種
時期が、種まきの時期がそれぐらいまでずれ込んでしまったので仕方がないという
ようなことがありましたが、とある圃場だとそれがもう2年も3年も続いているよ
うな状況の中で、全く収穫できていないんだらうなということが見受けられます。

そうすると、頑張っ、時期は違えどもやっている生産者の生産意欲にもやっば
りつながってくると思うんです。生産意欲の減退にもつながってくると思うので、

コーディネーターさんとしてはまずそうやって言って聞かせて、そして、自分で隣の畝でやってみて、そしてそれを一緒にして、収穫して、収穫の喜びを褒めてやるということを見せることによって、それが人と人との関係、コミュニケーションとして成り立つ上で生産量につながるんじゃないのかなと。

そういうような、やって見せ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやるということが大事なんじゃないのかなと思います。そのような動きをコーディネーターに求めるということは難しいことでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま谷口議員のほうから、山本五十六の言葉を引用しておっしゃっていただきました。その後の続きもございまして、最終的には任せてみなければ人は育たずという部分もございまして、任せておられる部分があるかどうかについてはちょっと分からない部分もございましてけれども、その生産者さんが自分の意思でやっておられることについては尊重はしたいかなというふうに思います。

2年も3年も続けて10月14日以降に播種されているところは、ご存じであればまた、共に日野菜を生産いただく農家の仲間として、「おい、おい」ということで、ちょっとまたお声かけもいただければなというふうにも思うわけでございます。

私も少しでも出荷量が取ればということで、日野菜の播種限界は10月10日というふうに言われているんですが、それ以降にもチャレンジしてほしいということでJAさん等をお願いしたりとか生産者さんに試しにやっていただけないかということをお願いしたこともあったんですが、やはりそこは昔ながらの10月10日の播種限界というのは、ああ、理にかなっていたのだなということ、なかなか収穫にたどり着けなかったということで実感しております。

そういう意味でいうと、せっかくお育ていただくのであればやっぱりしっかりとした良い物を作っていただきたいですし、総合計画に掲げておりますその部分を実現するためには、生産者さんやJAや加工場をつなぐ調整役として、コーディネーターについては役割を果たしていただく必要があるのではないかなというふうにも認識しているところでございます。

もちろん、試験的な取組や改善について、一緒にやってみるという姿も当然大事でございますし、次につなげていこうということで生産者の方が意欲を持って取り組める環境整備を進めて、関係者と協働するという、そういうスタイルが目指す姿に近づけられるのではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） コーディネーターの役割として、前向きな、そしてやっぱり泥臭いこととか、そういったことを課長も同じように必要だということをおわれ

ているということが確認できただけ、すごいよかったなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただくんですが、では、今回の反省、令和7年度だったら56トンのところが24トンの見込みであるという反省を生かした上で、次の5年間のために、70トンを何とか達成するための指標達成のために何が必要だとお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） やはりこの状況を見る限り、手間をできるだけ少なくしていくということは有効なのかなというふうに思います。その上で、やはり気温への注視や害虫対策等も進めなければいけないかなというふうに思っております。

町内でも機械化によりまして比較的大きな規模でのモデル実証もしていただいておりますけれども、こういった調製や出荷の手間の点については、今しばらくその状況を注視して検証していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

農家さんの負担を減らすためには、そういった調製作業の外部委託とか労働力の雇用の支援の可能性について、日野菜の生産部会やJA等と研究なり検討をしていく必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、答弁の中で手間を減らしていくというようなことをおっしゃったんですが、具体的にどのような手間、先ほどの試験圃場の話も踏まえて、どのような手間を減らすような実験をされてきたのかというのを伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 大規模化の部分にいきますと、効率的な播種、そしてまた収穫を狙ってやっていたらいいものかなというふうにも思っているところがございます。手間を減らす部分についてはまだその実証途上といたしますか、まだ途中でございますので、なかなかこれといった説明ができるものはないんですが、例えばアプリを使いまして農業者さんの支援を短時間的に、あるいはピンポイントでお手伝いいただけるような仕組みというのができておりますので、そういったもので仕事量を分散させるような取組は非常に有効ではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今ちょっとざっくりと播種作業や収穫作業というようなことでおっしゃっていたんですが、私、今回の質問をする上で、今作っていない農家さんや作っている農家さんも含めてインタビューしてきました。全部で5つの個人や法人さんに質問して、質問の内容としてはこういう感じです。「抜本的緊急支援対策事業で買取り金額が倍になっているのに、どうして日野菜を作らないんや」と聞き

ました。そうしたら、ほとんどの農家さんが「圧倒的に収穫のときの手間が大変過ぎる」と。

ある農家さん、十禅師等で麦やキャベツ、ニンジンを作られている農家さんに関しては、同じ播種や定植の手間からすると、キャベツよりも日野菜のほうが楽だと。ただ、収穫のときの手間、要はひげ根を取って、洗って、そろえて、JAさんを持っていくのは近いので、そこは大丈夫なんですけど、その3つ、洗って、ひげ根を取って、そろえて荷造りするということが手間過ぎるのでできないと。価格が倍になったからといってやるものではないと。

とある、イチゴをハウスで、松尾で農家でハウスを何棟も持って作っていらっしゃる企業さんの担当者さんにも聞いたんですけど、4年前の秋作で日野菜をしてみましたと。でも、シルバー人材センターからの人を雇ってやると金額的には割に合わなかったと。「ああ、じゃ、金額的に割に合うんだっただけじゃないんですか」と言ったら、「いやいや、やってないのは収穫が手間やから」と、全員が全員、判で押したように収穫が手間だと。

とある、下迫にある営農組合の人にも聞いたところ、同じような答えになりましたし、清田で日野菜を作っている方に関しては、「JAに出すのが手間過ぎるので、ほかのところに出しています」というようなことをおっしゃっていました。

つまり、ネックになっているのは播種のときの手間ではなくて、収穫の手間がネックになっていると。もちろん、そこができるようになったら何とかなるというものではないんですが、まず、買取り価格を上げるというよりも前に、そこに手を入れて、何とか大量生産した出荷者、農家さんが出荷しやすいような形態にするべきことが、優先順位としては上なのではないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） どちらも並行して大切だというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 並行して大切というようなことでは頂きましたが、私たち鎌掛で作っている人間でもそうなんですけども、もう私もその今の手間に合わせるような方式を取っているんで、どういうんですか、言い方は悪いですけど、ゆでガエル状態になっているというか、今の方法に疑問は持たないんですが、非常に、新規参入をする中で、先ほどの栽培が大変だということと出荷の手間が大変だというのは新規参入のネックにもなっているんで、並行して、同じようにというよりかは、そのところも頑張って解決していただきたいなと思っています。

あと、先ほどの面積と、それに対する収穫量の話。大体アベレージ、今までの令和4年、5年、6年のアベレージを取っても419キロぐらいでした。今回350キロぐらい。恐らく400キロ前後がはっきり言って天なのかなと思います、全体的にいっ

たとしても。そうなる、面積を増やすということも1つの手ではないのかなと。

先ほど生産者を増やすというのもありましたけど、収量を増やすというのは時間がかかります。反当たりの収量を増やすの時間がかかります。生産者を増やすにしても、その出荷の手間ということを目に見えて省いていかないとできないと。もう1つ面積を広げる方法として、既存の生産者に面積を広げてもらうということも大事だと思っています。

ここで1つ提案なんですけど、先ほどの日野菜振興コーディネーターの方が人と人との付き合いが大事だというのであれば、私たち生産者というのは、播種前、種まきの前に生産計画というのを出します。今回私が出したのも、秋作に関しては27アールです。27アールのときに、それを調整会議とかで見た上で、日野菜生産コーディネーターの方が、「おい、谷口。おまえ、27いうて書いてるけど、もうちょっと何とかならんのか。議員として恥ずかしくないんか、この数字」というて言われたら、私は多分、「ああ、じゃあ、もう2アールほど頑張ろうかなと思います」と。

そして、コーディネーターの方が、「いやいや、5アールいけるやろ」と言うたら、「ああ、じゃあ5アール頑張ります」と。「じゃあ、さっきと合わせて7アールプラスでいいんやな」と言うて帰ったら、それで7アール増えるわけですから。私も頑張ってるのは、男と男の約束やったら頑張りますし。

例えばN大路にYさんという方がいらっしゃって、「このままだったら、せっかく630万円の予算を取ったのに不執行になる」というような話をしたら、もう男気だけで5反ぐらい増やしてくれるかもしれないです。そういうようなのを人と人との関係で、少しずつ面積を増やしていくことも大事だと思いますが、その手法についてはどうお思いでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） まさしく同感するところがございます。来る12月14日の近江の伝統野菜サミットにつきましても、やはり私どもから直接声をかけることによって、「行かせていただくわ」ということで楽しみにして来ていただける方もあるぐらいでございます。農家の方というのは声かけやそういうコミュニケーションを非常に大切にされますので、あともう少し何とかという声かけというのは基本ではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） これから、そして14日にわたむきホール虹、ほかの議員さんのラックにも案内は行っていると思いますし執行側の皆さんも来てくれると思いますので、これが当事者として生産者、そして、役場、JA、生産者団体、いろんな方を巻き込んで日野菜の生産振興につながっていけばいいなと思いますし、今後、令和12年に向けては、さらなる細かい目標値を定めた上でPDCAを実行していっ

ていただきたいなと思います。

もう質問はないんですが、最後にちょっと思いをお話しさせていただいて、町長の意見も伺わせていただきたいなと思います。質問します。

今回、日野菜の生産振興に関して質問するには、幾つかの要因がありました。1つは9月の山本議員や西澤議員の質問、そしてもう1つが、つい先日に、とある小学校の5年生が日野菜の持続可能性について勉強したいということで鎌掛の私の圃場を訪ねてきてくれました。

私自身そのときに思ったのは、入り口も出口も全部税金使っているのに持続可能性って何やろうなど。これをどういうふうに言うたらいいのかなと一番最初に思って、やはり自立してやっていけるような作物にするのが日野菜の持続可能性につながると思いました。それができるような状態にしたいなと思ったのも1つです。

もう1つが決算委員会です。とある決算の資料の中に、事業をしたかどうかの内容が書いてあるものがありました。そのとき担当の方が説明をしたときに、事業はしましたと。委託事業だったんですけど、それに対して参加者は何人でしたと。じゃ、それが本来の目的である困り事であるような、総合計画に書いてあるようなもの、結果につながりましたか、どういうふうにつながりましたかと聞いたときに、データは取っていません、それが結果につながったかは分かりませんと。

そんな仕事の仕方あるかなと思って。でも、片や、ほかの課の資料を見たときに。それはちょっと結果が出ていたので言いますが、確か移住フェアとかの話だったと思います。企画振興課の方が大阪とかの移住者説明会や移住フェアに行ったときに、会場には何十人来ていました、日野町のブースには何人来ました、でも、それがきっかけで移住になったのはゼロ人でしたと。どっちも結果ゼロ人であっても、その数字を追うか追わないかということは今後のPDCAには非常に大きく影響してくると思います。

つまり、冒頭で言った堀江町政の仕事の仕方として、こういった、総合計画があっても個別計画があっても数字があるのであれば、やはり結果として数字を追い求めるような、もちろん福祉関係とか、それにそぐわないものもあるかもしれないですけど、数字を追い求めるような仕事の仕方というのは大事ではないでしょうか、町長。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 大事だと思います。KPIにも設定されているものもあるわけですし、当然の話ではないかなと。その説明責任を負われているわけですので、それに根拠を持って答え、その数値目標を達成するために取り組んでいくというのは当たり前のことだと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、それが当たり前のことであるということは確認させていた

できましたし、恐らくこの放送を聞いているひのっこたち、そして、後から録画を聞くであろう役場の職員さんも、そのところを意識した上で、今ある仕事が、事業をするための仕事なのか、結果を出すための仕事なのかということを意識することが役場全体の働き方改革にもつながりますし、無駄のないような仕事を追い求めるようにつながると思っています。

どうしても、こんな言い方はどうかとは思いますが、上の方、課長以下、やはり今までの制度で仕事を評価してきた方というのは、変えることはやっぱり組織の中では難しいと思います。ぜひ若い方には声を上げていただいて、この仕事はこういう目標のためにやっているの、今の事業を継続するよりはこの事業をしたほうがいいと思いますと言って、自分たち自身の働き方改革につなげていっていただきたいなと思います。

まだまだ時間はあるんですが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） 続いて、同じ鎌掛で農業をしている西澤でございます。ひとつ農業問題、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一般質問、この通告書により質問させていただきますが、実は3日の日、議会運営委員会がありまして、その後、全員協議会でこの一般質問の内容ということで勉強会をさせていただきました。

そうしたら、窓口で聞ける数字は窓口で聞いたらええんやと議長のほうからありまして、それぞれ幾つも指示を頂きながら、私の質問を皆さんに見てもらい、その批評を聞いてもらいながら一般質問をさせていただきますが、「窓口で聞いたらええ数字はもう、何遍でも聞かんでもええ」ということでございますので、しかしながら、事務局長に聞きますと、やはり議運で出してもらった資料はそのままもう答弁書に回してあるので、やはりあんまり中身は変えんやというので、中身は変えてございませぬが、ちょっと頭だけを変えたところもございませぬので、どうかひとつよろしくお願ひします。

それでは、質問させていただきます。

消費者米価の高騰がただいま大きな社会問題となっている中で、生産者米価も大幅に、昨年、今年と値上がりし、来年度以降これが大幅に下がるのではないかと大変心配しながらも、長年厳しい時代を過ごしてきた我々農家にとってはようやく農業者が報われてきたような一時の安堵感と感ずるところでもございませぬ。技として見直されてきた、農業はそんな気もいたしております。

また、その一方で、周りを見てみると離農は後を絶たず、農家は減る一方でもあります。農業は単に1つのなりわいではなく、地域の祭りや行事などと密接に関連

していることは言うまでもございませんが、一体、農業や地域はこれからどうなっていくんやろうかと、大変危惧、心配をしているところでもございます。

今回は日野町の農業の現状と課題についてということで、町のお考えを伺うとともに、どのような対策がなされ、農業と密接に関係する地域をどのように持続させようとしておられるのか、その点をお伺いしたいかと、このように思うわけでございます。

まず1つ目に、令和7年度、今年は農業センサスの調査の年でありました。10年前、5年前、また、今年度の調査での農家数、農業者の平均年齢、農業者1人当たりの耕作面積、それぞれ推移をお伺いしたいと思います。

これはまだ、事務局のほうに聞きますと、今年はまだ、大まかな数字は出ていますが、詳細な数字は出ていないということでございましたので、分かる範囲内でお伺いしたいと思います。

2つ目も同じでございます。1つ目と同様に、地域の農業の大きな担い手である集落営農組織の組織数、構成員の平均年齢はどれぐらいか、それぞれ推移をお伺いしたいと思います。

そして、3つ目でございます。農業者、集落営農組織が農業を継続していくために行っている町独自の支援策があれば教えていただきたいかと思います。

それから、4つ目でございます。4つ目、農業者も人口も減る一方で、農業もそうですが、地域の維持自体、難しくなっています。これまでどおりの行事を行うことも難しくなっているのが現状でございます。本当に担い手がないのが実際のところでもございます。また、1人の方が幾つもの役を兼務しているのは当たり前になっております。

地域のことは地域の者が考えてはいますが、いずれ何もかも省略せざるを得なくなってきておる時代でもございます。何も対策ができなくなるのではないかと心配もしております。また、日野町では現にそうした地域があるのではないかと、このようにも思います。

もしも、例えば私たちこの鎌掛地域が地域の行事などもできなくなり、本当に活力を失ったときに、地域を持続させるために町はどのような施策を実施してもらえるか、また、現にそうした地域があるなら、どのような地域対策が取られておるか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 町の農業の現状と課題、また、その対策や地域づくりについてご質問を頂きました。

1点目については、農家数では平成27年調査が1,112者、令和2年調査が833者、

令和7年調査の概数値が577者となっています。

次に、農業者の平均年齢は、平成27年調査が70.2歳、令和2年調査が71.8歳、令和7年調査の概数値が71.8歳となっています。

農業者1人当たりの耕作面積では、平成27年調査が1.8ヘクタール、令和2年調査が2.1ヘクタール、令和7年調査の概数値が2.4ヘクタールとなっています。

2点目の、集落営農組織数と構成員の平均年齢の推移については、農林業センサスでは、農業経営体の内訳として集落営農組織数は整理されておりません。一番近い性質の農事組合法人では、平成27年調査が6団体、令和2年調査が8団体、令和7年調査の概数値が11団体となっています。

構成員の年齢についても調査されていないため、参考に町内の農事組合法人へ確認したところ、現在の平均年齢は69.5歳でした。

3点目の、農業者および集落営農組織の営農継続へ向けた支援策については、これまでから農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金、農業組合物価高騰対策支援事業補助金等の実施に取り組んできているところです。中でも令和6年度に実施いたしました地域計画策定支援事業補助金については、地域として営農継続につながるよう町独自で取り組んだところです。

また、中山間地域等直接支払交付金につきましても、条件が不利な地域の格差を是正するとともに、農業の継続・振興に有効であると判断し導入しており、令和7年度からは対象を緩傾斜地へも拡充しております。

引き続き農業者や集落営農組織の営農継続に向け、こういった支援が効果的か研究しながら取り組んでまいります。

4点目の、地域の持続性に対する町の対応については、農業は地域の文化や自治会活動とも密接に関わる重要な基盤であります。鎌掛地区では鎌掛運営会を中心に活動が進められている一方、人口減少や高齢化による人材不足は、町内共通の課題であります。町では鎌掛運営会をはじめとした地域運営組織や自治会の主体的な活動を支援していくため、情報提供など多角的なサポートを行ってまいります。

また、移住者や若者、女性が地域に参画しやすい環境の整備や次代を担う世代の育成を推進し、地域活性化に寄与する施策を展開していけるよう、今後もそれぞれの実情に応じた支援を行い、地域の皆様とともに課題解決に努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） それぞれ各質問の答弁、ありがとうございました。細かい数字まで頂きまして、ありがとうございます。

令和7年度、今年度まだ来年の3月にならんことには詳細な農業センサスの数字は出ておりませんが、当日野地区になると、こんだけ進んでおりますと、まだまだ年々の耕作者の平均年齢なんかはこれ上がってくるのではないかなと、大変恐ろし

くなってきたところでございます。

そうした中で再質問をさせていただきます。主に4点目にお伺いした質問でございます。それに再質問をさせていただきたいなと思います。

私たちの農地は中山間地でございます。山などが急傾斜地で川の流れも速いため洪水や土砂災害なども生じやすく、危ないようになっております。水田は水をため、ダム機能を果たしております。災害を減らしていくためにダムの役割をしておるところでもございます。

自然災害を防ぐことになる農業、農家を持続させるためには、小さな面積で米を生産することが最良の水田の維持管理ではないかなと、このように思うわけがございます。大規模農家や営農組合法人の方々ばかりが農業者ではない。やはり小さな農家も農業者であると思っております。

また、歴史的な観点からすると、日本の農業は稲作農業を中心に形成され、今日までなされてきました。田植や稲刈り、また、もみすりなど昔は重労働でもありまして、集落の農家同士が助け合いながら、結いの心で収穫を共同作業しておりました。また、農道やため池、農業用用水路、また、取水用の井堰も共同作業で整備してきたわけでもございます。整備し、維持管理もみんな共同で行ってきました。

現在では多くの農家が離農し、集落の共同作業に参加する若い人が減ってきております。今日では行政の政策により、農地・水の事業、また、農道舗装補助事業、そしてから、日野川水系のかんがい事業がございまして、そんな事業もしていただいて、少しは労働力の負担軽減にはなっております。しかしながら、金銭面では負担はつきまっております。

また、農村での伝統行事も多くございます。うちのところでいいますと、野神講、また、棚池講、伊勢講、また、11月には新穀感謝祭など、いろいろ農家の行事というかお祭り、神事があります。日野町でいえば、大きくは日野町の中山の芋競べ祭りですか、無形文化財になっております、ああいう祭事も農業の関連で祭事もございます。

先祖から引き継いできた農地と伝統的な行事を守ることも農業政策の一環ではないかな、農業政策にまた、これは祭事ということは商工観光のことでもございますから、そういうこともございますが、これは町で今後そういうことも伝統行事として、農業政策である一環として守っていただけるのか、そこら辺のことをお伺いしたいなと。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 西澤議員から再質問いただきました。農村集落を守ることが水田を守る、稲作を、そしてまた日本の食料を守ること、またその一方で、そういった水田とか稲作を守ることが集落を守る、どちらもお互い様があるという

ようなことで、考えをお聞きいただいたのかなというふうに思っております。

日本の政策の中でも、農業を農業者の方だけということではなしに、非農家の方も含めた取組がやはり大事であるということで、そういう意味で言いますと、農地・水と言っていたいただきました農村まるごと保全向上対策等につきましては、いわゆる農家も非農家も一緒になって集落の農作業とかそういうようなものを一緒にやっていただきたいという制度でございます。そういったものを1つのきっかけとしまして農村づくりにいそしんでいただければいいのかなというふうに思っております。

継続した取組を行うにあたっては、いわゆる日本型の直接支払制度ということで、「まるごと」と呼ばれるもののほか、中山間の直払い、そして環境保全型直接支払制度といったものもございまして、それぞれの集落に合ったものをお選びいただきながら、有効にご活用いただければいいかなと思っております。

町のほうも、一方的に押しつけるのではなく、いろいろ相談にも乗らせていただいて、有効なものを取っていただけるように、工夫もしてご相談にも乗らせていただいております。

鎌掛でも農道舗装も順次進めさせていただいておりますし、また、土地改良の関係でも、国のほうの施策の中で、いわゆるみどりビジョンというようなものを策定することによりまして、これまでの土地改良区の負担が少し軽減するような仕組みも構築いただいておりますので、そういったものにもアンテナを張りながら、一体的に農村集落、そしてまた、田んぼやそういったものが守られるように努力していきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 取り留めのないような一般質問になりましたが、ひとつ、農家はそれぞれ頑張ってお米作りをしていきたいなど、このように思います。

ちょっとまたこれも話が関連して変わってくるんですが、石破政権から高市政権に替わってきました。農林大臣も続いて替わっております。農林大臣が替わると、今の農業は猫の目政策というか、本当にころころ変わって、せっかくお米がそこそこの値になって、百姓の、農家のなりわいの基礎が出てきたなと思ったら、たちまちまた来年になると価格が変動してどうなるか分からないような時代が続いていくのではないかなと。

今年は大変、お米もようさん、日本全国で37万トンほどようさん取れたと、このようになっております。しかし、去年は備蓄米を全部放出、国のほうが出して、また不足が37万トンほど出ていると。どうなっていくのかなと、本当に今、大変な心配をしておる、農家は皆がしておるところでもございます。

消費者とともに、このお米の値は需給バランス、生産と消費とのバランスを保つ

て、自由経済でお米の価格が持っていけるのでございまして、あんまり高くても農家は今度は作るのがちょっとなど。安くても作るのはちょっとなどというような、どっちとも取られるような時代にもなってきております。

ひとつ、日野町でもしっかりとした農業政策が保てるよう、農業政策にも力を入れていただきたいなど、このように思いまして、最後をお願いをしておきます。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、私から2問、質問させていただきます。

1つ目は、名神名阪連絡道路の日野町内のルートについてということで質問させていただきますが、この問題は日野町民の皆さんはまだまだ十分に周知されていないこともありまして、その意味も込めて、10月26日の県の説明会を受けて今回質問させていただくこととなりました。

当日、会場は80席ほど用意されていたんですが、私が見た限りでは、参加者は40名ほどだったというふうに思っています。

それでは、質問させていただきます。

今から1か月半ほど前の10月26日、日野町林業センターにおいて、名神名阪連絡道路に関して町民向けに、「皆様の声をお聞かせ下さい」ということで説明会が行われました。私もこの席に、説明会の席にいたわけですが、いろいろこの説明を聞きまして、この道路というのは名神高速道路八日市インターチェンジ付近から名阪国道の上栢植インターチェンジ付近までを結ぶ延長約30キロの計画中の道路であるとの説明でした。この計画道路の周辺は滋賀県東近江市から三重県伊賀市までということで、関西圏と中京圏の中間に位置し、多くの企業が集積している地域に当たるとの説明でした。そして、建設についての概要の説明もそのときに行われました。

この説明会で、この道路が日野町の西部を通るスケールの大きな道路であることが分かったわけですが、そのときに配られた資料を添付していますけれども、この2つのインターチェンジを例えば直線で結んだ場合、その途中に日野町があるわけですが、この道路のところに民間企業もあれば、日野町で一番大きな宅造地である湖南サンライズも位置してまして、この説明会では名神名阪連絡道路のルートの幅を2キロから3キロぐらい見ているとのことでした。

しかし、県が配られた図面を見ていると、丸印でルートが書かれていたんですが、約5キロぐらいの幅のルートでございました。いずれにしても、工業団地とかあるいは宅造地の中を通ることはないと思いますけれども、この道路が日野町内を通る場合に、やはり町としては何十年も先の将来の発展を見据えた形で、このルートを決めてもらわないといけないなどというふうに私は強く思ったんですが、町としてこのルートをどのように考えておられるのか。

特に、国道307号が日野町は通っていますので、これと並行して走るのはいいわけですが、あまり近寄って重複した形で通るのは私あまりよくないと思いますので、なるべく307号から離れた形で新しい道をつけていただければありがたいというふうに思うところがございますが、町として、この道路の建設にあたって考え方が、見解がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 名神名阪連絡道路の日野町内のルートについてご質問を頂きました。

名神名阪連絡道路ができることで、町内に立地する多くの企業、事業所の経済活動、生産活動を支える物流の道路ネットワークが形成され、地域における生産性が大きく向上することが見込まれます。また、慢性的に発生する国道307号の渋滞解消や、物流道路と生活道路の明確化により、住民の安全と安心を守ることができると考えております。

名神名阪連絡道路のルートであります。町のどこを通るかについては町も大変関心深く、情報があれば早期に入手できるよう取り組んではおりますが、現時点で新しい情報はないところです。

西側、東側という見解に対しては、町としてどちら側がいいという見解はありませんが、滋賀県に対して地元の意見を慎重に聞き入れた形でルートが示されるよう要望しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 地元の意見を慎重に聞き入れた形でルートが示されるよう要望していくとの答弁を頂きました。ルートの決定というのは本当に難しいと思いますが、地元の協力が必須条件になってくるわけでございますけれども、そこで、再質問を1点させていただきたいと思っております。

まず、再質問としましては、おおよそのルートが決定した場合に連絡道路の利用というのが重要になってくると思うんですが、町の将来の発展を見据えた場合にその計画は当然必要になってくると思っておりますけれども、この連絡道路の延長は30キロというふうに示されましたけれども、そのうち日野町内を通る区間の距離は、地図から割り出したんですけれども、直線コースでいきますと約12キロになります。

この12キロの区間の道路をどのように利用価値を高めていくかということが日野町としては非常に大事かと思っておりますが、町として今後この道路が建設されるにあたって何か検討されることがありましたらお伺いしたいというふうに思います。

また、具体的な問題もあるんですけれども、新しくできる道路と町内に既にある一般道路、国道とか県道とか町道とか、その接続部分、いわゆる交差点がどのよう

になるのか非常に興味を持っているんですが、県の説明会のときにこの質問をすればよかったんですが、そこまでそのときは気がつきませんでしたので質問はしていないんですけども、この連絡道路と一般道路の交差点が普通に交わるのかあるいは立体交差するのか私全く分かりませんが、普通に交わるとなれば当然そこに信号機がつかますけども、何か所もそういう場所ができるのではないかと思います、その辺の対策を今後町も検討されるかと思いますが、実は、それ以外に要望としまして、連絡道路と一般道路の交差点付近に、特に一般道路に面して、日野町には今、道の駅がありませんので、一般道路に面して交差点付近に道の駅を造ることを検討してもらえばありがたいというふうに思うんですが、以上2点についてよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 高橋議員より、名神名阪連絡道路の利用価値を高める施策と、連絡道路と町内の一般道との接続する形等について再質問を頂きました。

今回できます名神名阪連絡道路は、道路の形が高規格道路、自動車専用道路というような形で計画されております。この道路が有料になりますと高速道路、無料ですと一般国道のバイパスということで湖西道路をイメージしていただくと分かりやすいかなというふうに思っております。

高速道路であれば接続の方法についてはインターチェンジ、一般道ではランプというような形の形状になるかと思っておりますので、2点目の質問でいいますと、なかなか一般道との信号で交差という形はなくて、高速道路にあるインターチェンジをイメージしていただくと形状としては分かりやすいのかなというふうに思っております。

そのような中で、この道路の利用価値を高める施策はというところの中で、大前提としては、やはりインターチェンジを日野町に設置するということが大事かなというふうに思っております。そこが物流なり観光なりの起点になってくると思いますので、その設置がまず必要かというふうに思っております。

そのような中で、道路ができただけでは、インターチェンジがあっても通り過ぎてしまっただけは何も意味がないような形になりますので、日野町で止まっただけ、日野町に来ていただける魅力を発信していくことも必要かというふうに考えております。

そのような魅力を発信する中の1つが、高速道路に道の駅を造るということではできない形ではありますが、一般道の中でそういうことを検討していくのも1つの魅力の中の1つではあるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） この道路が307号線以上に日野町にとって有意義な道路にな

ることを期待したいと思います。出来上がるのは何年先か分かりませんが、できるだけ期間を短縮して早く設置していただければありがたいと思いますので、滋賀県に対して町としていろいろ協議を重ねられると思いますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、1問目を終わらせていただいて、2問目に移らせていただきます。2問目ですけれども、中山間地域等直接支払交付金事業についてということで質問させていただきます。

この事業の目的は、農業生産活動をするにあたって、生産条件が不利な中山間地域にある農地を支援するための国の交付金制度であって、日野町では令和3年度から取り組んでおられると聞いています。

そして、令和6年度までは対象農用地の勾配が20分の1以上の急傾斜農地が対象となっていましたけれども、令和7年度からは対象農用地の勾配が50分の1以上20分の1未満の緩傾斜農地まで拡大されました。先ほど西澤議員の質問の中でも町長の答弁がありましたけれども。

そして、この急傾斜地の交付金単価は反当たり2万1,000円、緩傾斜地のそれは反当たり8,000円とされています。私が住んでいます蓮花寺区においてもこの両方とも条件に該当するために区の中で委員会を立ち上げて、令和7年度に事業に取り組んで申請させていただいた経緯があるんですけれども、そこで質問なんですけれども、令和3年度からこの事業に取り組んでおられる集落は日野町には何集落あるか教えて下さい。また、令和7年度から取り組まれた集落は何集落ありますか。

次に、過去の昭和時代や平成時代にはこうした交付金制度はなかったわけなんですけれども、令和になってからこの事業に取り組み始められた理由はどういうところにあるのか教えて下さい。

確かに、昔と比べると農業従事者はかなり減りましたけれども、その分、1農業者当たりの水田耕作面積は相当増えたことになります。この中山間地域の農地も今後荒廃させないための国の施策だとは思いますが、なぜ今になってこうした事業が始まり、しかし、この事業が永久に続くわけでもなく、5年という期間限定で行われるわけなんですけれども、その辺の町の受け止め方がありましたら教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 中山間地域等直接支払制度についてご質問を頂きました。

1点目の取組集落数については、令和3年度からは8集落、令和7年度からは17集落であります。

次に、令和から事業を開始した理由については、令和元年に棚田地域振興法が施行され、町内全域で要件を満たせば指定棚田地域の指定を受けることが可能になり、中山間地の農業が厳しさを増す中において、交付金の使途の自由度が高く、国・県

の負担割合が3分の2以上ある中山間地域等直接支払交付金の取組が、条件が不利な地域の格差を是正し、農業の継続・振興に有効であると判断したことから導入を推し進めてまいりました。

次に、期間が限定されることについては、この制度は農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、対象となる地域を棚田地域振興法など9つの法律により指定されています。法律が時限法とされていることに関しては、一定期間に集中して事業を実施し、効果を発揮させることが大きな理由ではないかと考えます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） よく分かりました。再質問ですけれども、中山間地域という言葉の定義といいますか、普通、山間地域という言葉もありますけれども、この中山間地域と山間地域の違いがあれば教えてほしいと思います。

農地の勾配が50分の1以上のエリアを中山間地域と呼ぶのであれば、それ以外の地域はどのようになるのか。日野町全体でも農地は相当な面積ありますけど、そのうち中山間地域に該当するのが、先ほど集落の数を教えていただきましたけども、この中山間地域の「中」という意味もちょっと教えていただければと思います。

2点目としましては、この法律が、今、答弁では時限法であるというふうにお答えいただきましたけども、そうしますと、この事業が終わった後は交付金はなくなるわけですが、特に中山間地域の中には変形田が多くありますし、やはり耕作するのに時間がかかるし手間もかかるという、そういった田んぼがたくさんあるわけですので。そうしますと作業効率も悪くなって、畦畔ばかりが広くて管理も大変だというふうに思います。

そういう意味では交付金が出るのは非常にありがたいわけですが、今後こういった田んぼの放棄田が出ないためにこの事業をやはり継続してほしいと思うんですけども、この事業は5年で一応終わるというふうにお聞きしていますが、これに代わる新たな交付金事業が必要ではないかと思いますが、今後、国のほうはどういう対策を立てられるのか、もし町としてその予測がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま高橋議員から2点再質問を頂きました。山間地域、それから中山間地域のまず定義ということでお尋ねいただいたかなと思います。

山間地域につきましては山と山に挟まれた間の地域、そういった地域を指すというふうに言われております。また、そういった山間地域やその周りの地域、そして地理的条件が悪く農業するのに不利な地域については中山間地域であると、そういうような定義があるわけですので。中山間地域のこの直接支払制度のパンフレ

ット等も見ておきますと、そういった地域を指定するのに9つの法律があるわけなんですけれども、そういった法律によって指定された地域については中山間地域であると。

対象農用地のそういった条件につきましても、急傾斜地であれば田んぼは20分の1以上、緩傾斜地であれば田んぼは100分の1以上20分の1未満、そしてまた、小区画で不整形な田んぼや高齢化率、耕作放棄率の高い集落にある農用地なんかが対象農用地であるということで、こういった基準に準じて、あとは県知事が認める基準に該当する農用地についても制度の対象になるというふうに言われております。

日野町はやはり比較的こういった条件の悪い不利な地域、勾配な田んぼが多いです。日野町全体を通して中山間地域であるのではないかと言えるというふうに考えております。

次に、この法律が時限立法であるということで、なくなれば大変なことになるし、交付金がなくなると農業をしていただくのにも大きな影響が出るのではないかとというようなことでのご質問かというふうに思います。

この法律が時限立法ということで、先の延長が令和6年度に決定された際には、移住や定住の促進、地域特産物の開発や観光業との連携など現代課題に合わせた体制が必要になるということで、引き続き棚田地域の振興を図る必要があるから延長するというふうな理由で延長されてきました。現在のところ、今この法律が直ちに令和12年3月で時限を迎えてなくなるということの情報は届いていないんですけれども、時限立法である限り、その辺りについては注視しながら、引き続き法律が延長されるように働きかけが必要ではないかなというふうにも考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ぜひ県や国に働きかけていただきたいと申しますし、また、これに代わる新しい事業ができれば、さらに農業も継続してやっていけるかなというふうに申しますので、どうかよろしくお願ひしたいと申します。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は4時20分から再開いたします。

—休憩 16時07分—

—再開 16時19分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、事前通告に基づきまして、日野町の森林・林業につ

いて、一括方式により一般質問をさせていただきます。

今、日本中で話題になっている熊の出没問題、また、森林火災は、報道された米国のハワイやロサンゼルス、日本においては岩手県大船渡市や愛媛県今治市と西条市で発生しました。いずれも範囲が広域で長時間続き、住民に大きな影響を及ぼし、また、大きな損害を与えました。

さらに、今週に入って12月8日には群馬県富岡市の妙義山で、12月9日には神奈川県伊勢原市の日向山で大規模な山林火災が発生し、まだ延焼が続いているとのことです。

こうした報道を聞くと、鈴鹿山脈の麓である日野町も他人事には思えません。今、日野町の森林は、日野町の林業はどのようになっているのだろうと心配でなりません。日野町の森林面積は約6,100ヘクタールで、町の総面積の51.9パーセントと半分以上を占めています。町内の森林は全て民有林で、うち57.4パーセントは個人の所有林です。

森林は水源涵養機能をはじめ、山地災害防止、土壌保全機能や木材等生産機能など多面的な機能があるとお聞きします。令和5年度から10年間を計画期間とする日野町森林整備計画では、1つに伐採、造林、保育について、2つに森林の整備について、3つに森林の保護について、4つに森林の保健機能の増進について、5つにその他森林の整備のために必要な事項について、それぞれ基本的な考え方や推進方策を掲げています。

また、一般会計の森林環境譲与税は、令和6年度決算では1,287万4,000円で、令和7年度予算では1,312万2,000円となっています。また、制度開始からの森林環境譲与税基金の積立額は令和7年10月末現在で1,512万9,000円となっています。

第6次日野町総合計画では日野町の森林・林業の課題として、1つに、木材価格の低迷により奥山は森林所有者の森林離れが進んでいること、2つに、里山については荒廃が進み有害鳥獣のすみかとなっていること、3つに、世代交代等により境界が不明な森林が増加し森林の適切な管理がされていないことから、境界の明確化や林道・作業道の整備と森林整備を促進することが必要であるとされています。

さらに、戦後植林された人工林が利用可能となっているが、利用されずに放置されている状況であり、森林資源の利活用の促進が必要とされています。

そこで日野町の森林・林業行政の現状を再確認するとともに、これらを取り巻く情勢と課題を町民の皆さんとともに共有したく、以下質問をしたいと思えます。

1。まず、日野町の現状についてですが、日野町森林組合は平成25年の3森林組合との合併により滋賀中央森林組合となり、令和6年度には6森林組合が合併し滋賀県森林組合となりました。このことにより日野町の森林管理の状況はどのようになったのか、また、特に小規模の森林所有者の造林や管理意欲についてお伺いしま

す。

2。町の4つの生産森林組合（綿向生産森林組合、三峯山南山生産森林組合・鎌掛生産森林組合、西明寺生産森林組合）の経営についてですが、木を売らないと生産森林組合は成り立たないと思いますが、現状についてどのように努力され運営されておられるのか、お伺いします。

3。滋賀県造林公社が木材の価格低迷で、出資している県などに対する多額の債務の返済のめどが立たないために、分収林事業を廃止して公社を解散する方針が明らかになりましたが、当町に影響はありませんか。なお、この3番の質問につきましては、川東の配付資料②、滋賀県造林公社問題と分収林についてを参考にさせていただきたいと思います。

4。高齢化の進展により、山林の境界が分からない、相続ができない。この問題について、町の現状認識と方策をお伺いします。

5。動物の被害について。米原市で起こった伊吹山の土砂災害は鹿の食害による裸地化が進行していることが原因とされています。当町においても同様に、植林しても育たない、立木も皮をむかれ育たない、木の価値が下がり売れない状況と危惧されていることとお聞きしましたが、町の現状認識と方策をお伺いします。

6。森林環境譲与税は市町村における森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林の人工林面積、林業就業者数および人口による基準で按分して譲与されています。55パーセントは森林面積、25パーセントは人口、20パーセントは林業就業者数が基準になっています。この間、森林環境譲与税を活用した町の取組と成果について、また、日野町森林整備計画と森林環境譲与税を活用した町の取組について伺います。

なお、この質問についても、川東の配付資料①「森林環境税および森林環境譲与税の制度設計イメージ」を参考にさせていただきたいと思います。

7。熊の出没について。人間との境界を越え、日常生活圏に入り込んでいることが毎日報道されています。滋賀県においても大津市、長浜市、高島市、近江八幡市まで出没情報があります。日野町での出没は聞き及んでおりませんが、環境の大きな変化に伴うこの問題について、県内の情報や、町は今どのような考えをされておられるのかをお聞きします。

8。森林火災について、町で取り組んでいること、取り組もうとされていることについてお聞きします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 日野町の森林・林業についてご質問を頂きました。

1点目の、森林組合の合併に関しましては、旧組合の各事業所が森林管理につい

でも合併前と同様に管理されている状況であります。小規模な森林所有者の造林や管理意欲に関しては、日野支所の存続により相談や委託をしやすい関係が維持されていると考えます。

2点目の、町内の生産森林組合の運営状況については、直営または委託により間伐等の森林整備が実施されているほか、綿向生産森林組合および鎌掛生産森林組合において琵琶湖森林づくりパートナー協定による森林整備、綿向生産森林組合においてJークレジット制度の認証を取得されております。長期的な木材価格の低迷により、木材販売だけでは安定した収入の確保が難しいと認識しております。

3点目の滋賀県造林公社については、県が設置した滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討により、「分収造林事業の収束、公社の解散、債権放棄の方向性」となっております。「採算林は民間事業者と連携し林業経営を進め、不採算林は実現可能な範囲で市町と連携を図る」とされていることから、今後の動向を注視してまいります。

4点目の、山林の境界問題に対する認識については、世代交代、未登記、不在村、山への関心の低下などにより境界の不明確な森林が増える傾向にあると認識しております。森林の境界明確化は施業に必要であることから、当町では森林境界明確化事業を進めております。近年、現地立会の省略が可能で広範囲な森林を対象とできるリモートセンシング技術を活用した手法が注目されており、当町でも導入を検討しております。

5点目の、動物被害に対する認識については、主に鹿による森林被害が発生しており、人工林の植栽木に対する食害等により、森林更新の阻害や立木販売益の減、土砂流出等を懸念しております。対策として、森林所有者等により食害防止チューブ等を設置する対策が取られており、併せて、鹿の個体数管理も重要であることから、銃器や箱わなによる捕獲を実施しております。

6点目の、森林環境譲与税を活用した取組については、国が法律で定める施策への活用として、森林の境界明確化、里山整備、公共施設の木質化、木製品の導入、森林組合の機械購入支援等に活用しております。また、日野町森林整備計画との関連では、森林の境界明確化による施業の集約化、森林組合への機械導入支援による間伐促進等に活用しております。

7点目の、熊の出没については、現在、日野町で熊の目撃や痕跡等は確認されておられません。今年度、県内では8月末時点で湖西や湖北地域を中心に約60頭が目撃されており、当町も油断できる状況ではないとの認識を持っております。

今後、熊が人の日常生活圏に出没した場合に備え、庁内の連絡体制や緊急銃猟を行う際の手順等について関係課で協議し、主管課長会でも共有いたしました。引き続き情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えます。

8点目の、森林火災の防止に関する取組は、生産森林組合および滋賀県森林組合等による啓発看板の設置、パトロール等が行われています。町としては、森林火災予防に関するポスター掲示等の啓発および森林保険への加入経費の支援を行っております。引き続き関係機関と連携し、森林火災防止に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問します。

まず1点目ですけれども、個人の所有森林は全て滋賀県森林組合の組合員ですか。

2つ目の、日野支所の存続により相談や委託をしやすい関係が維持されているとのことですけれども、平成31年度から施行された森林管理制度の活用がされているのですか。それと、町の森林管理制度の取組と連動しているのかどうか、お伺いします。

また、森林組合が町の危険な草刈りも受注していただいています。大変ありがたいことですが、事故や仕事の管理体制など、町として把握されていれば、参考までに教えて下さい。

2点目ですが、綿向生産森林組合のJークレジット制度の認証について教えて下さい。

また、令和6年2月29日に日野町森林組合連絡協議会から要望を受けておられます。1点目は生産森林組合と支援団体移行後の事例研修の実施について、2点目は生産森林組合への補助の増額について、3点目は水木谷林道の落石防止対策について、3つの内容についての要望です。要望は、林業を取り巻く厳しい情勢から生産森林組合が存続の危機にあり、地域の森林を守るため森林環境譲与税の活用を含めた内容となっています。この要望に対してどのように応えようとしているのか、お伺いします。

3点目です。三峯山南山生産森林組合は造林公社の分収林事業の山林を保有されていると聞いたことがあるのですが、この影響はないのか、お伺いします。

4点目です。これは高齢化の進展により、山林の境界が分からない、相続ができないという問題についてです。町では森林境界明確化事業を進めておられます。この事業は現地立会の省略ができ、広範囲な森林を対象とできるリモートセンシング技術を活用した手法が注目されており、町でも導入を検討しているとのことですが、現地立会が省略できる根拠とリモートセンシング技術について簡単に教えて下さい。

5点目です。動物の被害についてです。日野町の森林では伊吹山のような鹿の食害による裸地化は進んでいないという理解でよろしいでしょうか。

6点目です。森林環境譲与税を活用した事業のうち令和6年度に実施した森林経

営管理制度実施計画策定に係るデータ整理業務264万円が支出され、令和7年度において森林経営管理制度実施計画策定業務で401万5,000円が当初予算に計上されています。この事業内容の概要を教えてください。

また、今後の森林環境譲与税基金の積立方針と事業計画についてお伺いします。

7点目の、熊の出没の件です。法律では、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシなど、人間の生活圏に現れた際に大きな被害を及ぼすおそれのある鳥獣を危険鳥獣と定義し、政令で指定すると定めていますが、イノシシについてはどのような見解をお持ちですか、お伺いします。

また、緊急銃猟が市町村長の許可でできることになり、手順などを関係課で共有されたとのことですが、今後、ハンターの育成や猟友会など関係団体との協議について、見解をお伺いしたいと思います。

8点目ですが、先日、12月発行の日野町消防団機関紙「消防魂」に、第1分団が林野火災を想定した訓練をされた記事が載っておりました。大規模な山林火災になる前に、こうした訓練や啓発活動を途切れることなくお願いしたいと思います。これについては答弁は結構です。7点について再質問をお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、川東議員から7点、再質問を頂きました。

まず1つ目でございますが、個人の森林所有者が全て滋賀県森林組合の組合員ですかということですが、組合員ということではございません。組合員以外でも森林組合に作業委託をするということは可能でございます。

続いて、日野支所における森林経営管理制度の利用についてでございますが、この制度につきましても、経営管理が行われていない森林を、市町村が仲介役となりまして、森林の所有者と森林組合など担い手をつなぐ仕組みでございますので、現在のところ町の森林経営管理制度とは連動していないところでございます。

次に、森林組合が町から受注する草刈り等における事故や業務の管理体制についてでございますが、急傾斜地等での作業については、まずスパイク等の装備をしっかり行っていただき、必要に応じて高所作業車を使うなど安全管理に留意されているところでございます。町の業務委託仕様書の中でも現場作業員のヘルメット等の着用や作業管理員による安全作業の指導等を挙げるとともに、地域住民の安全確保のためのバリケードの配置など安全管理を徹底するよう指示しているところでございます。

続いて、2つ目の再質問でございます。J-クレジット制度については、二酸化炭素、いわゆるCO₂等の排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。綿向生産森林組合では、所有されます杉やヒノキ等のCO₂吸収量が国による森林管理等の審査を経てクレジットとして認証されています。このク

レジットはCO₂等の排出削減が求められている県内企業等に購入されております。

日野町森林組合連絡協議会からの要望への対応についてですが、まず1点目の研修については、令和6年7月に森林情報アドバイザーを講師にお招きし、開催いたしました。それ以後も農林課で相談に乗らせていただいております。

2点目の、補助金の増額については、補助金の内容も含め検討中ですが、琵琶湖森林づくりパートナー協定や既存補助金の活用等をあっせんするなど、その他の支援にも努めているところです。

3点目の、水木谷林道の落石防止対策については、西大路地区の行政懇談会で西明寺区からも土砂流出に対する要望を頂いておりまして、建設計画課と農林課で現地立会の上、現地確認をさせていただきました。引き続き関係機関と連携の上、対策を検討してまいりたいと考えております。

再質問の3つ目でございます。滋賀県造林公社の分収造林契約に関しましては、あり方検討会の中で分収造林業は収束の方向で検討されており、基本的には森林所有者との合意解約を検討されているところです。造林公社に確認をしましたところ、当該解約の詳細な内容については現在のところ未定とのこと。引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

再質問の4つ目ですが、まずリモートセンシング技術ですが、人工衛星や航空機等から地上にレーザー光を発射いたしまして、地表の凹凸など地形を観測する仕組みでございます。過去に滋賀県の土木部局が観測を行い実施されまして、そのデータを森林部局が森林用に解析を行い、木の高さや樹種の判別等が行われました。この解析データを基に地図上に森林境界の推計図を作成し、机上で森林の所有者に各種データとともに確認をいただき、境界を確定することで、現地立会を省略するものがございます。

再質問の5つ目ですが、綿向山山頂付近での鹿の食害による裸地化が一部懸念されると綿向生産森林組合より伺っていますが、現時点では伊吹山のような広範囲な裸地化は発生していないということでございます。引き続き情報の収集に努めたいと考えております。

再質問の6つ目ですが、森林経営管理制度を実施していくにあたりまして、滋賀県の航空レーザーの解析データ等から森林の状況を詳細に把握し、当該制度の実施に向けた優先順位づけを行う予定をしております。

森林環境譲与税基金の積立てに関しましては、森林環境譲与税を使った毎年度の事業執行と並行して、将来における公共施設の木質化や森林整備等の経費に積み立てることとしております。今後、認定こども園の建設、森林経営管理制度の実施に伴う森林境界の明確化等への充当を想定しているところでございます。

再質問の7つ目でございます。イノシシに対する見解と、今後のハンターの育成や猟友会などの関係団体との共有についてご質問を頂いたところでございます。

イノシシにつきましては日野町でも日常的に出没が確認されており、農作物被害も継続して発生しているため、適切な個体数での管理が必要な動物として捕獲を実施しているところでございます。全国では人家周辺での人身被害が確認されている事例もございますことから、出没場所によっては大きな危険を伴うとも認識しております。

日野町ではこれまであまり例がないように記憶しておりますが、人の日常生活圏に出没し、危害を及ぼす可能性がある場合には、県等の関係機関と協議の上、熊と同様の対応が必要なケースも出てくるのではないかと考えております。

ハンターの育成等については、担い手の確保策といたしまして、講習会の受講に係る補助制度の拡充等について他市町の例を研究したいと考えているところでございます。

緊急銃猟への協力については猟友会等に了承いただいているところでございます。引き続きご意見等をお伺いし、適切な対応が取れるよう努めたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

再々質問の2です。2つ目の、町の4つの生産森林組合の経営についてという質問なんですけれども、綿向生産森林組合が所有する杉やヒノキ等のCO₂の吸収量が国による森林管理の審査を経てクレジットとして認証され、CO₂等の排出削減が求められる県内企業が購入されるという取組がよく分かりました。

次の日野町森林組合連絡協議会の要望についても、1点目の支援団体についての研修会については要望に応えられて実施されたということでございます。再々質問については、2点目の、生産森林組合への補助金の増額については、町においても既存の補助の活用、あっせんなどを考えていただいているとのことなんですけれども、伐採時期を迎えた木材の搬出に伴う林道の整備や森林環境整備における森林所有者の自己負担の軽減の要望も含まれているのではないのでしょうか。さらに、森林環境譲与税基金の活用についても要望に含まれているのではないのでしょうか。

3点目の、水木谷林道の落石防止対策については、西明寺区からの行政懇談会においても要望され、農林課と建設計画課で地元立会の上、現地確認され、対策を検討するとの答弁なんですけれども、日野町森林組合連絡協議会や西明寺区から要望されてから時間が経過しておりますので、来年度の予算編成にあたっての検討など具体的な方針を持っておられるのでしょうか、お伺いします。

次に3点目についてです。造林公社の問題です。造林公社は合意解約を検討して

いるが、詳細的な内容については現在のところ未定とのこと。三峯山南山生産森林組合との情報交換や連携をしながら対応していただくように、これについては今後の動向も踏まえて、連携を図りながら取組をいただくようお願いをして、これは答弁は結構です。

もう1つ、4点目ですけれども、山林の境界が大変な状況の中、リモートセンシング技術は大変有効な技術であるとの説明です。当町での導入を検討されているとのことですが、計画の概要を教えてください。

次に6番目の、森林経営管理制度の取組と、森林環境譲与税の積立て方針と事業計画との関係についてでございます。

森林経営管理実施計画策定に係るデータ整理業務および森林経営管理制度実施計画策定業務は、滋賀県の航空レーザーの解析データから森林の状況を詳細に把握し、当該年度の実施に向けた優先順位を設け行うものと答弁を頂きましたが、両事業は事業費は2年間で合わせて665万5,000円です。もう少し事業について詳しく教えてください。

また、森林環境譲与税基金の積立てのうち、今後、認定こども園の建設に充当するとの答弁ですが、具体的に教えてください。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 川東議員から再々質問を何点か頂戴いたしました。

まず、2つ目の問いの再々質問でございますが、生産森林組合への補助金等の支援に関しましては、森林整備等に要する森林環境譲与税の活用も視野に入れながら、効果的な補助金の支援を検討している状況でございます。補助金によりましてどの程度負担を軽減できるかについては、町の財政状況と補助制度の枠組みの中で、他市町の事例も参考にしながら検討したいと考えております。

水木谷林道の落石防止対策については、周辺の山林は岩石の多い地質で、落石が多い現場でございます。落石した石の除去や補修などでは対応が追いつかず、徐々に荒れてきている状況でございます。落石対策については擁壁や防護柵の設置、防止シートの施工などが考えられますが、落石を発生させる範囲が広範囲でございますので、林道全体の抜本的な対策を行うには工事規模が大きいことから、効果的で効率的な対策を検討するにあたり、綿向生産森林組合や滋賀県中部森林整備事務所と協議していきたいと考えております。

続いて、4つ目の質問の再々質問ということでございます。計画については今後、森林組合等と関係機関との協議をしながら進めていくこととなりますが、経営管理がされていない森林で境界の明確化が進めば、集約化により林業経営できる箇所の施業を優先的に実施し、森林組合等による施業地の拡大が図れるのではないかと考えているところでございます。

続いて、6つ目の質問の再々質問に対する回答でございます。令和6年度のデータ整理業務に関しましては、滋賀県の解析データ等に基づきまして、町内の森林の樹種ごとの面積や立木の樹高、材積、胸高、密度、その他、施業履歴をはじめとして各種の指定や計画区域、地形の傾斜や地形の複雑さを数値としてまとめたりマップ化したりしております。

令和7年度の計画策定業務に関しましては、令和6年度に整理したデータを参考に、森林経営管理制度により森林整備を実施していく森林について、災害リスクや経済性等を考慮し、森林組合等へヒアリングを行い、候補となる対象地を選定するものです。

森林環境譲与税基金に関しましては、認定こども園の建設にあたり、第3太陽の子で腰壁に木材を使用したように、内装の木質化を検討しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 再々質問までいってしまいました。2つ目の森林組合連絡協議会に対する要望についてですけれども、生産森林組合への補助金の増額については、森林環境譲与税の活用も視野に入れ、効果的な補助金等の支援を検討しているとの答弁です。町の森林や林業の課題解決を図るために、生産森林組合とともに、引き続き検討をお願いしたいなというふうに思います。

また、水木谷林道の落石防止対策については、林道全体の抜本的な対策を行うことは工事規模が大きいこと、効果的で効率的な対策を検討するために綿向生産森林組合と中部森林整備事務所と協議を進めるとの答弁です。できる限りの手だてをお願いして、不安を解消していただくようお願いしたいなど。

いずれも日野町森林組合連絡協議会の要望に前向きに答えていただいたというふうに思いますので、今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。

4つ目の、山林の境界が分からない、相続ができない、この問題についてですけれども、この課題はなかなか難しいと思います。しかし、現地立会の省略ができて広範囲な森林を対象とできるということは、境界が分からない森林所有者にとっても朗報ではないかと単純に思うわけですがけれども、リモートセンシング技術の導入を検討しているということであれば、事業費など課題はあると思うんですけれども、森林境界明確化事業において進めていただきたいなというふうに、引き続き導入に向けて検討いただきたい。

それから6点目の、森林管理制度の取組と森林環境譲与税基金の積立て方針と事業計画についての再々質問について、この森林経営管理制度実施計画設定に係るデータ整理業務および森林経営管理制度実施計画策定業務については理解させていただきました。森林環境譲与税に使える事業を選別して、特に法制化されている森

林経営管理制度を進めていただき、基金の有効な活用により、手入れのできていない森林の管理を進めていただきたいと思います。計画されている認定こども園の内装に木材を使用することも理解いたしました。

議長（杉浦和人君） 川東さん、ちょっと待って下さい。

ここで、本日の会議時間を、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。
どうぞ。

6番（川東昭男君） 最後に要望申し上げたいと思います。

私は今回のこの質問をするにあたりまして、綿向生産森林組合を訪ね、山田組合長と谷参事に現状や課題についてお話を伺いました。その際、山田組合長が、「滋賀県で降った雨は全て琵琶湖に流れる。琵琶湖に流れた雨は近畿の水がめとして、京都や大阪などの生活用水をはじめ、工業用水など様々な役割を果たしている。森林が緑のダムとして調整しながら機能していることを皆さんに分かってほしい」と話されました。

綿向生産森林組合は常勤の職員がおられまして、現場作業員が施業に関して直営で行うことができる、近畿でも有数の生産森林組合です。また、ウイスキーで有名な企業と連携され、「天然水の森 近江」の取組や地元企業のグループの森林保全活動などの取組も精力的にされておられます。

今、日野町の森林・林業は、高齢化の進展による、山林の境界が分からない、相続ができない、動物の被害で植林しても育たない、立木も皮を剥かれて育たない、木材の価値が下がり売れないなどの多くの問題や課題を抱えて大変困っています。さらに、熊の出没や森林火災などの対策も大きな課題です。

こうした状況を打破するためにも、町がイニシアチブを取っていただき、滋賀県森林組合、4つの生産森林組合とさらに連携を図っていただきたいというふうに思っています。

最後に、緑の羽根の募金や森林環境税などの町民への周知の機会に、森林が果たしている多面的な機能の説明や町の取組を添えるなど、町民の皆さんに現状を知っていただくための継続的な啓発活動を、そして、森林環境譲与税の活用をはじめ、日野町の森林・林業の現状を打破していただく、そうしたさらなる取組をお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で4名の諸君の一般質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は明12日行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明12日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 17時00分 —